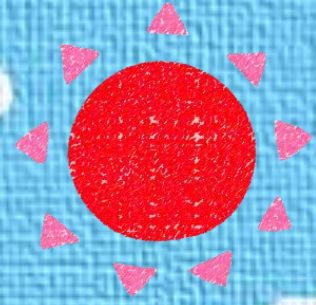


五所川原市



第2期地域福祉計画



平成 31 年

五所川原市

支えあいにつくる 安心が実感できるまち 五所川原の実現を目指して



■はじめに

我が国では少子高齢化が加速しており、本格的な人口減少社会を迎える中、私たちを取り巻く環境は大きく変化しております。地域福祉においても、ニーズは複雑多様化するとともに、新たな課題も生じており、その対応が求められています。

当市においては、平成26年（2014年）に五所川原市地域福祉計画を策定し、これを柱として地域福祉を総合的に推進しているところであります。

この度、計画期間である5年が経過することから、社会情勢の変化、市民の皆さまや関係団体のご意見などを反映し、「五所川原市第2期地域福祉計画」を策定いたしました。

本計画は、地域の宝である子どもたちがはつらつと暮らせるよう、そして若者や働き盛りの中高年、さらには高齢者が安心して地域で生活できるよう福祉諸計画、その他関連計画を包括した福祉の総合的な指針となるものです。

共に支え合いながら、住み慣れた地域で生きがいをもって、健やかに暮らし続けることのできる「地域共生社会」の実現に向け、行政はもちろん社会福祉関係団体、そして市民の皆さまが協働し、様々な施策を展開してまいりたいと考えておりますので、より一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びにあたりまして、本計画の策定に貴重なご意見をいただきました策定委員会委員の皆さま、アンケート調査にご協力いただきました市民の皆さま、関係団体の皆さまに対しまして、心より感謝申し上げます。

平成31年（2019年）3月

五所川原市長 佐々木 孝昌

目次

第1章 地域福祉計画について	1
1. 地域福祉計画の背景と趣旨	3
(1) 国の動向	3
(2) 五所川原市の動向	3
2. 計画の位置付け	4
(1) 計画の法的根拠	4
(2) 五所川原市における位置づけ	4
3. 計画期間	6
4. 計画の策定体制	7
(1) 地域福祉策定委員会の開催	7
(2) 地域福祉計画検討会議の開催	7
(3) 意識調査の実施	7
(4) パブリックコメントの実施	7
第2章 地域社会を取り巻く状況	9
1. 地域福祉のあり方をめぐる動向	11
(1) 社会保障制度改革の動向	11
(2) 新たな福祉のあり方の方向性	11
(3) 「地域共生社会」が目指す社会	13
2. 地域福祉活動団体を取り巻く環境	14
(1) 社会福祉法人による地域福祉活動の充実	14
(2) 地域福祉の提供団体の多様化	14
(3) 地域福祉活動の資金調達方法の多様化	14
3. 五所川原市の状況	15
(1) 人口の状況	15
(2) 世帯の状況	16
(3) 高齢者の状況	17
(4) 障がいのある人の状況	18
(5) 子育て世帯の状況	18
(6) 生活保護受給者・世帯の状況	19
(7) 自殺者の状況	19

第3章 地域福祉計画のビジョン	21
1. 計画の理念と目標.....	23
2. 計画の体系図.....	24
3. 計画の評価指標.....	25
第4章 基本目標の展開	27
1. お互いを尊重しあう「心」づくり.....	29
(1) 相互理解の推進による偏見や差別の防止.....	31
(2) 権利擁護の推進.....	32
2. 社会を支える「仕組み」づくり.....	33
(1) 分野・組織を超えた連携の推進.....	35
(2) 個別支援の充実.....	36
3. 支えあいの「地域」づくり.....	37
(1) 住民活動に対するサポートの充実.....	39
(2) 地域活動を促進させる場づくり.....	40
4. 市民が主役となる「取り組み」の推進.....	41
(1) 市民主体の見守り活動の推進.....	43
(2) 一人ひとりの健康活動の推進.....	44
5. 適切な「サービス」の充実.....	45
(1) 相談事業の充実.....	48
(2) 福祉サービスの情報提供の拡充.....	49
(3) 福祉の担い手の育成.....	50
(4) 生活困窮者の地域・社会活動への参画支援.....	50
第5章 成年後見制度の利用促進	51
1. 基本方針の趣旨と位置付け.....	53
2. 基本的な考え方.....	54
3. 取り組みの方向性.....	55
第6章 計画の推進体制	57
1. 行政の役割と連携・協働体制.....	59
2. 計画の進行管理.....	59
資料編	61
1. 五所川原市地域福祉策定委員会設置要綱.....	63
2. 五所川原市地域福祉計画策定委員会名簿.....	65

第1章 地域福祉計画について

1. 地域福祉計画の背景と趣旨

(1) 国の動向

近年、国内全体で、少子高齢化や単身世帯の増加、非正規労働者の増加等が進行しています。これらの暮らしのあり方の変化や多様化を背景に、自助のみで日常生活・地域生活を営むことが困難な人も増加しております。一方で、地域における人口減少や核家族による地縁組織との関係の希薄化が進むことで、従来の地域互助の担い手であった地域人材の高齢化や空洞化も進んでおり、地域における互助力も弱まりつつあります。

こうした社会変革の中で、これまでに社会全体の福祉を支えてきた社会保険や公的福祉といった共助・公助についても影響を受けており、効果的で持続可能な社会保障制度の構築が喫緊の課題として位置づけられてきました。今後の少子高齢化や経済成長の鈍化等の状況を見すえ、個別制度の見直しにとどまらない、自助・互助・共助・公助全体のより適切なあり方を目指す「地域共生社会」の実現が求められています。

地域共生社会の実現に向けては、地域の実状に応じた仕組みづくりが必要となることから、市町村地域福祉計画の役割がこれまで以上に重要となります。このような状況を背景として社会福祉法が改正され、2017年（平成29年）には市町村地域福祉計画の策定が努力義務化されました。

(2) 五所川原市の動向

市では、地域福祉計画の策定が努力義務化される以前の2014年（平成26年）に五所川原市地域福祉計画を策定し、「支え合いでつくる安心が実感できるまち」を基本理念として、その実現のために地域福祉の推進に取り組んできました。また、2015年（平成27年）には、五所川原市総合計画を見直し、保健・医療・福祉の分野においては「地域で支え合う健やか・安心な暮らしづくり」を政策目標として、誰もが安心して地域で暮らすための包括的なケア体制の充実を図るとともに、市民一人ひとりの健康教養を高め主体的な取り組みを生むことを個別の目標に掲げています。これらの取り組みは、国が示している「地域共生社会」と整合するものであり、五所川原市版の「地域共生社会」づくりの先駆的な取り組みとなるものです。

今後、更なる深刻化が予想される人口減少・少子高齢化や、高齢者、児童等に対する虐待、社会的孤立など複雑化する地域の課題に対応する取り組み、生活困窮者自立支援制度の推進や権利擁護の推進など、安心を制度的に支える取り組みが一層求められています。

また、高齢者の増加に伴う「多死社会」を迎えるにあたり、「看取り」や「終末期医療」のあり方については、医療・介護の専門職だけの課題に限らず、個人や地域においても、「死」とどのように向き合うか、前もっての心づもりを進めていく必要があります。

こうした動向を踏まえ、国の制度改革や社会情勢を踏まえるとともに、これまでの市や地域の取り組みを基盤に、より地域のニーズに沿った地域福祉の推進が図れるよう「第2期五所川原市地域福祉計画」（以下、「本計画」といいます）を策定します。

2. 計画の位置付け

(1) 計画の法的根拠

2017年（平成29年）の社会福祉法の改正により、第107条第1項において、市町村地域福祉計画の策定が努力義務として規定されました。本計画は、この規定を根拠として策定するものです。

< 社会福祉法 >

第107条

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

(2) 五所川原市における位置づけ

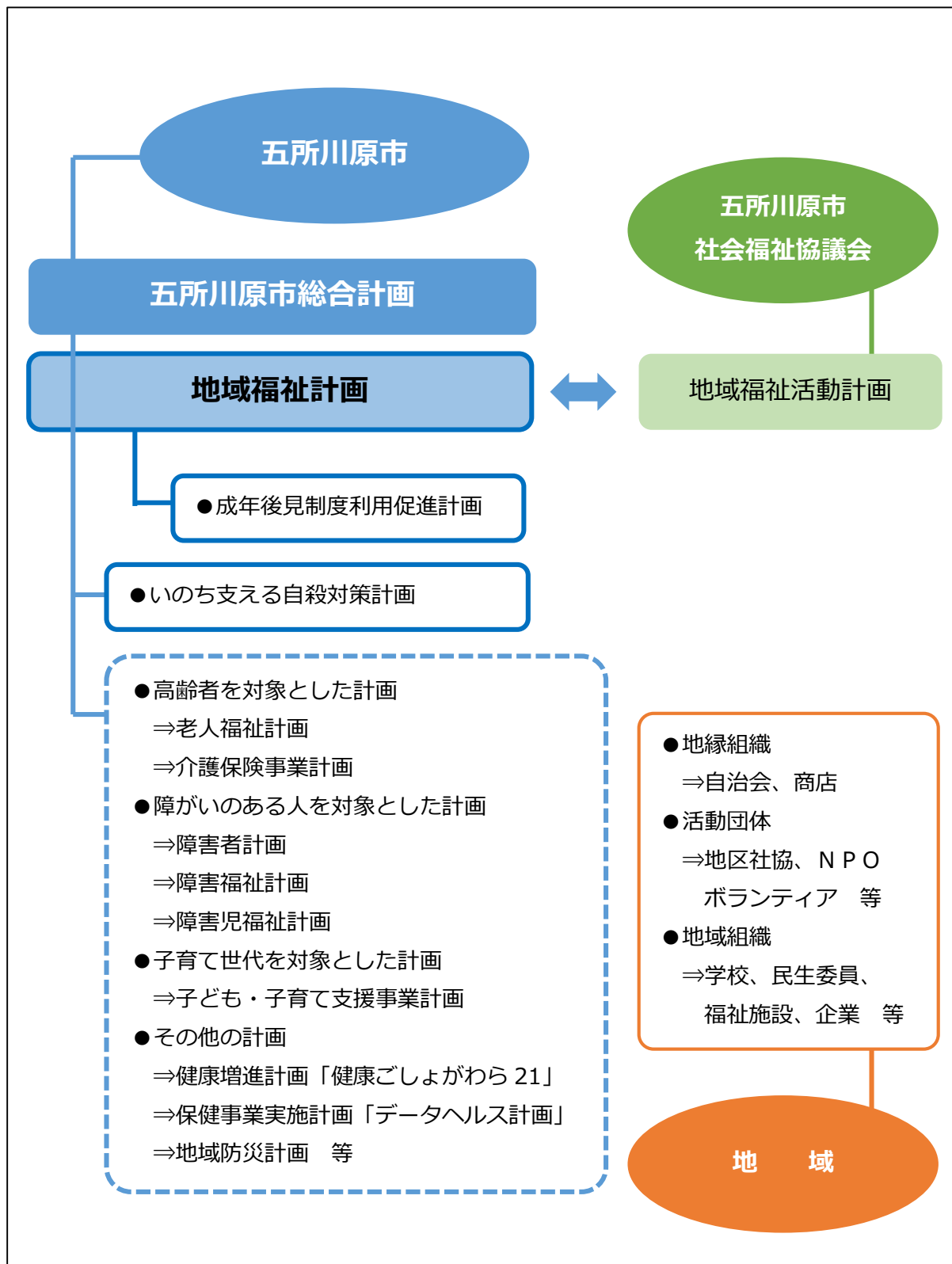
本計画は五所川原市における福祉分野の上位計画として、個別分野の各計画の推進にあたって重要となる地域力の向上を図るとともに、市民と行政とが協力して地域課題に取り組むための共通の方向性を示します。

本計画は、社会福祉法第107条に規定される市町村地域福祉計画と位置づけられます。市の行政計画として、地域福祉推進組織である市社会福祉協議会が策定する五所川原市地域福祉活動計画と連携しながら地域福祉を推進します。

また、五所川原市総合計画に則した福祉分野の計画であり、老人福祉計画・介護保険事業計画、障害福祉計画、障害者計画・障害児福祉計画、子ども・子育て支援事業計画等、福祉分野の個別計画の理念や施策等を包括的な視点から総合化し、補完する計画です。

さらに、本計画においては、成年後見制度の利用の促進に関する法律（第14条）に規定された成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「成年後見制度利用促進基本計画」）を内包する計画として位置づけます。

< 計画の関係図 >



3. 計画期間

本計画の期間は、2019年度（平成31年度）から2023年度（平成35年度）までの5年間とします。

団塊の世代がすべて75歳以上となり、国民の3人に1人が65歳以上となる、「2025年問題」の直前までが計画期間となります。そのため、本計画の実施・進捗状況によって、2025年問題への対応状況が大きく変わることになります。

< 計画の期間 >

	2018 (H30)	2019 (H31)	2020 (H32)	2021 (H33)	2022 (H34)	2023 (H35)	2024 (H36)	2025 (H37)	
総合計画	→		→						
地域福祉計画	見直し	第2期地域福祉計画 →						団塊の世代が75歳以上の後期高齢者になる	
いのち支える 自殺対策計画		→							
老人福祉 介護保険事業計画	→		→						
障害者計画	→				→				
障害福祉計画 障害児福祉計画	→			→					
子ども・子育て 支援事業計画	→		→						

4. 計画の策定体制

本計画は、五所川原市地域福祉計画策定委員会設置要綱に則り、策定委員会設置、意向調査、意見公募（パブリックコメント）を実施して策定しました。

（1）地域福祉計画策定委員会の開催

本計画の策定における審議機関として、地域福祉団体の代表者、各種市民団体の代表者、関係行政機関の職員等で構成される委員会で審議を行います。

（2）地域福祉計画検討会議の開催

計画策定に関する庁内検討組織として、庁内福祉部及び市社協で構成される地域福祉計画検討会議で検討を行いました。

（3）意識調査の実施

2018年（平成30年）8月11日から8月27日にかけて以下の調査を実施し、市民、関係団体の意識を把握しました。

＜ 意識調査の実施 ＞

調査の種類	対象	対象数	回収数	回収率
市民意識調査	市内に居住する18歳以上の男女	3,000人	1,029人	34.3%
関係団体等意識調査	市内で活動する団体	68団体	42団体	61.8%

（4）パブリックコメントの実施

広く市民の意見や要望等を収集するため、パブリックコメントを実施しました。

第2章 地域社会を取り巻く状況

1. 地域福祉のあり方をめぐる動向

(1) 社会保障制度改革の動向

2013年（平成25年）8月に出された「社会保障制度改革国民会議報告書」では、すべての世代を支援の対象とし、また、すべての世代が、その能力に応じて支え合う全世代型の社会保障制度への転換の方向性を示しました。また、QOL（Quality of Life：生活の質）の向上の観点から、様々な生活上の困難があっても、地域でその人らしい生活が続けられるよう、地域特性に応じて医療・介護、福祉・子育て支援を含めた支え合いの仕組みづくりを、まちづくりとして推進する方向性を明示しました。以上を受け、すべての世代が安心感と納得感を得られる「全世代型」の社会保障制度への転換が進められています。

(2) 新たな福祉のあり方の方向性

2015年（平成27年）に出された「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」では、①さまざまなニーズに対応する新しい地域包括支援体制の構築、②サービスを効果的・効率的に提供するための生産性向上、③新しい福祉サービスの提供体制を担う人材の育成・確保という3つの取り組みの方向性を示しました。支援の包括化や地域連携・ネットワークづくりの更なる推進と、地域住民の参画・協働によって、多様なニーズをすくい取る全世代・全対象型地域包括支援体制の構築、誰もが支え合う地域共生社会の実現を進めていくこととしています。ここでは従来の分野別・対象別のサービスや支援を基盤として、その横断的、包括的取り組みの方向性が強化されています。

さらに、2016年（平成28年）には、「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部が設置され、「地域共生社会」が今後の福祉改革の柱として位置づけられました。従来、高齢者福祉・介護、障害者福祉、健康増進、福祉活動等の各施策分野において専門的サービス基盤整備や生活環境整備が行われてきましたが、これを基盤にしつつも、住民参加による総合的、包括的取り組みの方向性が明確に示されました。

2017年（平成29年）には、地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会（地域力強化検討会）の最終とりまとめにより、福祉の領域を超えた地域全体で地域力強化を図る必要性が示されました。また、その視点として、①それぞれの地域で共生の文化を創出する挑戦、②すべての地域の構成員の参加・協働、③重層的セーフティネットの構築、④包括的な支援体制の整備、⑤福祉以外の分野との協働を通じた「支え手」「受け手」が固定されない参加の場、働く場の創造の5点が示されました。

従来、市町村には高齢者、障害者、子ども・子育てといった施策分野別に計画策定が求められており、各市町村では、対象者別にサービス基盤の整備や支援体制の整備を進めてきました。しかし今日では、社会経済の変化により、住民の支援ニーズは複雑化・多様化しており、従来の支援の枠組では対応が困難な複合課題や困難事例等が数多く顕在化しています。一連の制度改革は、従来の枠組での支援の限界を超えるための取り組みとなっています。

＜ 制度改正の動向 ＞

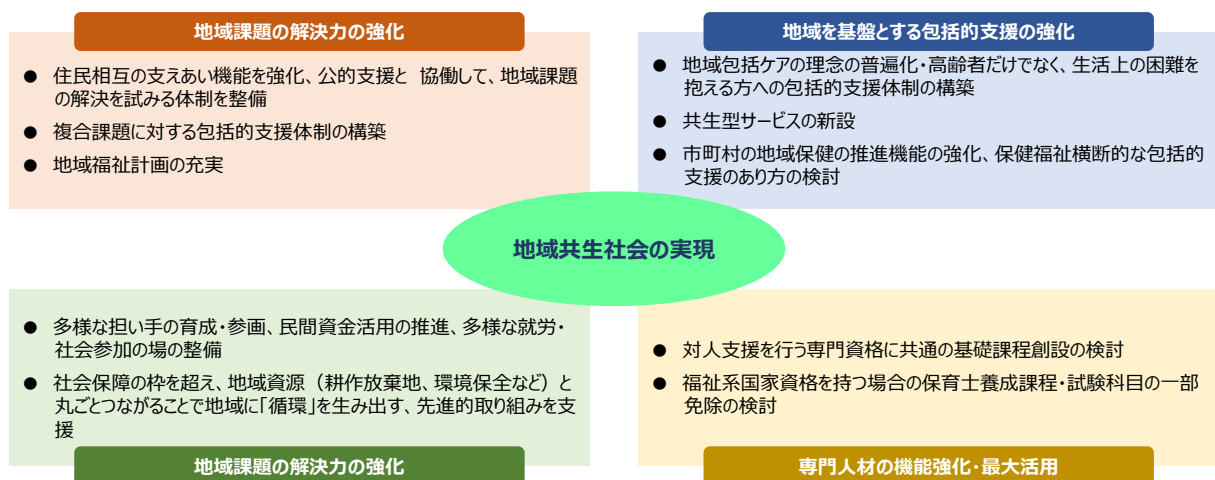
年月	法令・方針等	要点
2013年 (H25年) 8月	社会保障制度改革 国民会議報告書	<ul style="list-style-type: none"> ・すべての世代が安心感と納得感の得られる『全世代型』の社会保障制度に転換を図ることとし、子ども・子育て、医療・介護、公的年金制度の各分野にわたって改革の道筋を提示。 ・介護保険制度改革では地域包括ケアシステムの構築、予防給付の地域支援事業への移行について提示。また、在宅生活の継続のため住民による支援も含めたサービス提供体制について提示。
2013年 (H25年) 12月	社会保障改革プログラム法の成立・施行	<ul style="list-style-type: none"> ・受益と負担の均衡がとれた持続可能な社会保障制度の確立を図るため、子ども・子育て、医療・介護、公的年金制度の改革について改革プログラムを提示。
2015年 (H27年) 9月	新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン	<ul style="list-style-type: none"> ・改革の方向性として、ニーズに即応できる地域の福祉サービスの包括的な提供の仕組み、生産性の向上、総合的な福祉人材の育成・確保を提示。
2016年 (H28年) 3月	社会福祉法の改正	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法人の地域における公益的な取り組みを実施する責務等の社会福祉法人改革 ・福祉人材の確保の促進等の措置 ※2017年4月施行 一部 2016年3月・4月施行
2016年 (H28年) 4月	成年後見制度の利用の促進に関する法律の成立	<ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度の理念の尊重、地域の需要に対応した利用促進、体制整備 ・国・地方公共団体の責務、成年後見制度利用促進基本計画策定 ※2016年5月施行
2016年 (H28年) 6月	社会福祉法の改正	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村の地域福祉計画策定の努力義務化、地域包括ケア体制の整備 ※2018年4月施行
2016年 (H28年) 7月	「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部設置	<ul style="list-style-type: none"> ・地域のすべての住民が支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、協働して助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」の実現を福祉改革の基本コンセプトとして提示。
2017年 (H29年) 5月	介護保険法の改正	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の自立支援と重度化防止、地域共生社会の実現、制度の持続可能性確保に向けた改正。
2017年 (H29年) 9月	地域力強化検討会最終とりまとめ～地域共生社会の実現に向けた新しいステージへ	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉の領域を超えて地域全体で地域力強化を図る必要性を示し、地域力強化に向けて5つの視点を提示。

(3) 「地域共生社会」が目指す社会

「地域共生社会」は、地域を「支える側」と「支えられる側」の2つに分けるのではなく、地域のあらゆる市民や組織が、地域に対する役割と責任を持ち、相互に支え合いながら、あらゆる人が活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできることを目標に掲げた社会のことです。

このため、①「他人事」になりがちな地域づくりを住民が「我が事」として主体的に取り組んでいく仕組みづくり、②制度の縦割りを超えて、ニーズに「丸ごと」対応できるような相談支援やサービス提供の体制づくりが必要となります。

< 地域共生社会の実現に向けた改革の4つの柱 >



出典：厚生労働省（平成29年2月）

地域共生社会の実現に向けて、市町村には、包括的支援体制の整備が求められています。社会福祉法第106条の3では、「市町村は（略）、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする」と謳われており、市は、地域住民自身が地域福祉を推進し、また、他の住民の相談・情報提供にあたれるようにするための環境整備に努めることとされています。

2. 地域福祉活動団体を取り巻く環境

(1) 社会福祉法人による地域福祉活動の充実

福祉サービスの供給体制の整備及び充実を図るため、2016年（平成28年）に社会福祉法が改正されました。第24条第2項には「日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供するよう努めなければならない」と明記され、社会福祉法人に「地域における公益的な取り組み」の実施に関する責務が規定されました。

これは、社会福祉法人本来の、非営利で公益的な役割をより明確にするために設けられた規定です。少子高齢化や人口減少等が進行していく中、社会福祉法人の創意工夫による多様な地域公益的な取り組みを通じて、地域の福祉ニーズに対応したサービスの充実が図られていくことが期待されています。

(2) 地域福祉の提供団体の多様化

従来の伝統的な地縁型の地域福祉活動や社会福祉法人による社会福祉事業・地域公益事業に加えて、今日ではNPO法人等の非営利法人や公益法人等も含めた多様な団体も地域福祉の一翼を担っています。

特定非営利活動促進法（NPO法）の度重なる改正や公益法人改革等を背景として、法人の設立がしやすくなっているほか、税制優遇の充実も図られていることから、NPO法人等が年々増加しています。

また、企業・事業所による地域社会への貢献も含むCSR活動も広く定着しており、地域福祉の担い手、あるいは支援者として期待されます。

地域共生社会の実現を図るうえで、地域における多様な活動主体に目を向けることが一層重要となっています。

(3) 地域福祉活動の資金調達方法の多様化

地域福祉活動や社会貢献活動等のプロジェクト資金の調達では、クラウドファンディングが急速に広がっています。また、企業のCSR活動への働きかけを通じた支援の確保等の動きも広がっています。

さらに、非営利活動が広がる中で、そのプロジェクト資金の調達の方法等も多様化しており、他方ではそれに呼応して、寄付や社会的投資、支援のスタイルも変化しています。

地域における主体的な活動の促進に向けて、資金調達のノウハウや基盤整備の動向に注目していくことが必要となっています。

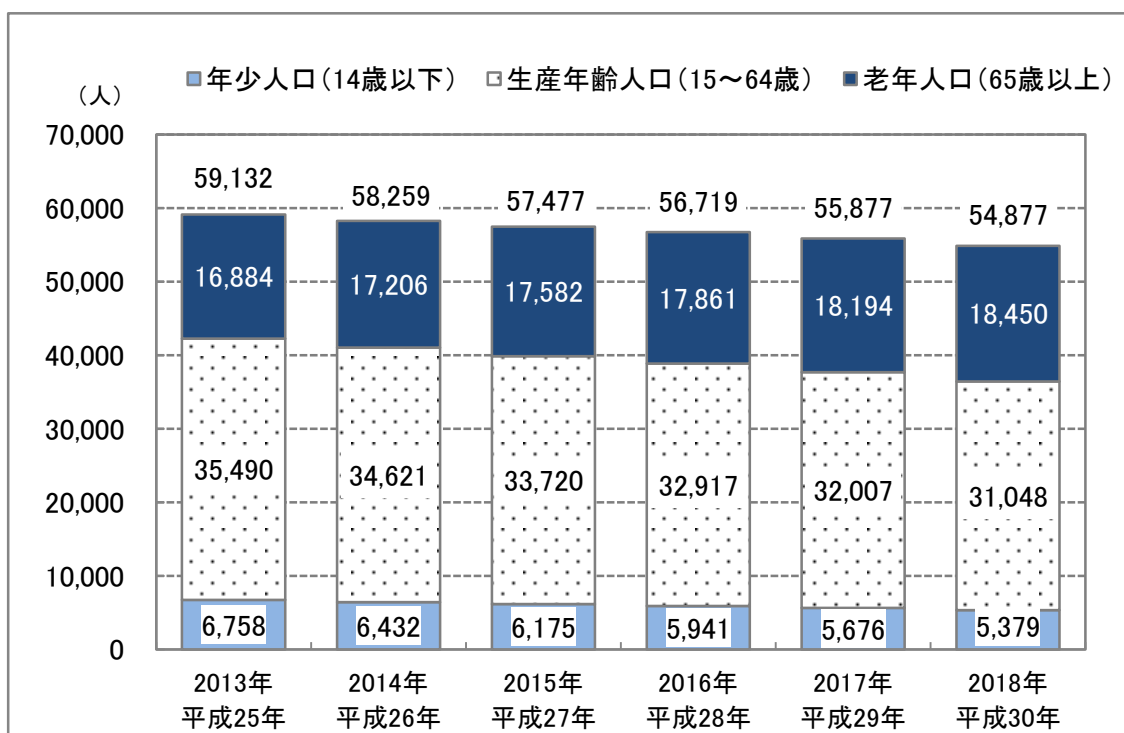
3. 五所川原市の状況

(1) 人口の状況

市の総人口は、経年で減少しており、2018年9月時点で55,000人を下回っており、近年は年間1,000人ほど減少しています。

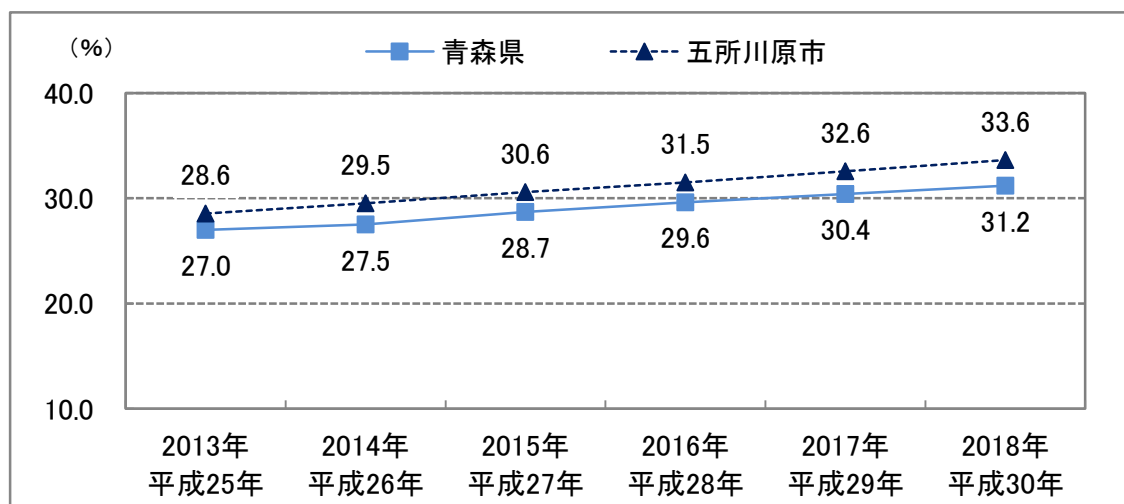
総人口が減少している一方で、高齢者数は増加しており、2018年には18,450人となり、高齢化率は33.6%と市民の「3人に1人が高齢者」という状況になっています。

< 総人口の推移 >



出典：住民基本台帳（9月末時点）

< 高齢化率の推移 >



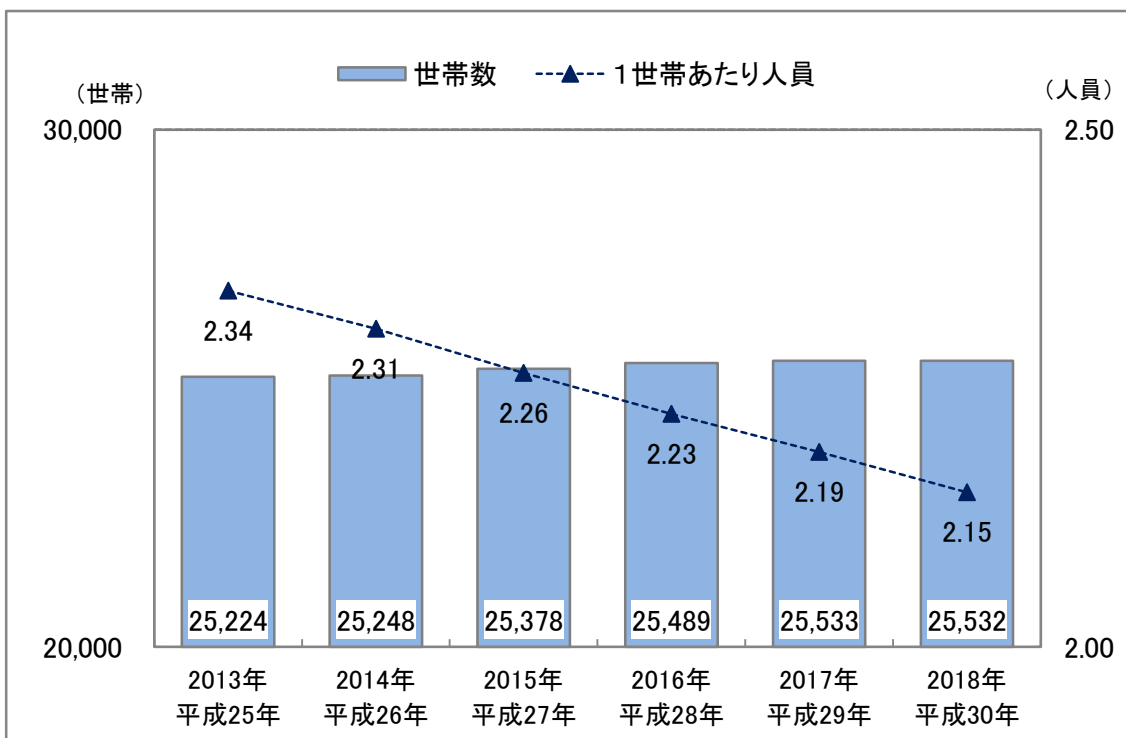
出典：住民基本台帳（9月末時点）

(2) 世帯の状況

総人口が減少している反面、世帯数については経年で微増しており、2018年時点で25,532世帯となっています。1世帯あたりの人員については減少傾向であることから、子育て家庭の核家族や、高齢者の単身世帯が増加していることが考えられます。

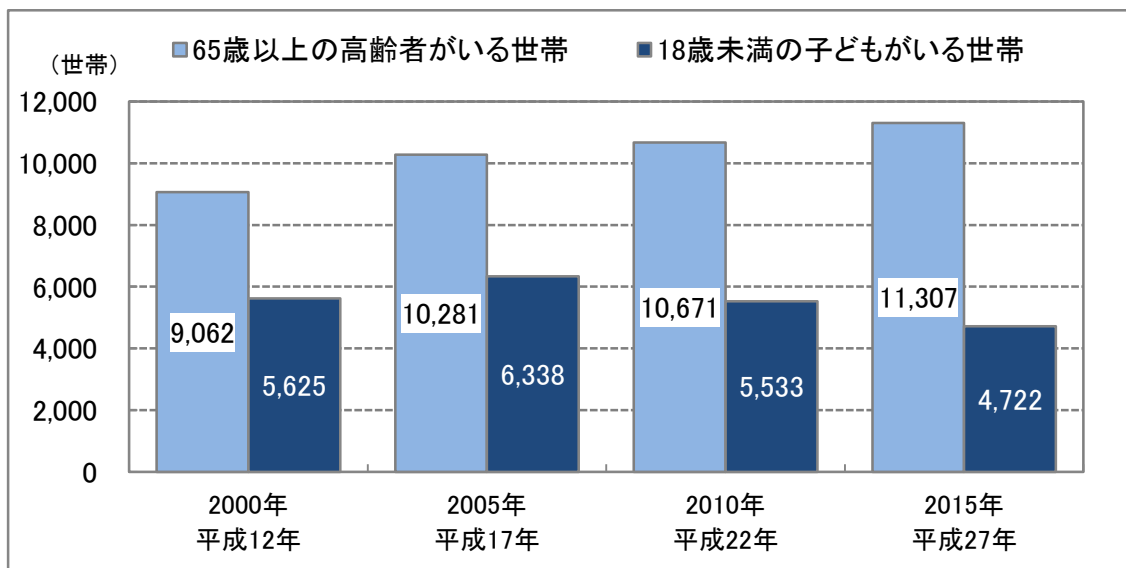
また、高齢者を含む世帯は増加しており、2015年時点で11,307世帯と、総世帯の約45%となっています。

< 世帯数と世帯人員の推移 >



出典：住民基本台帳（9月末時点）

< 高齢者・子どもを含む世帯の推移 >



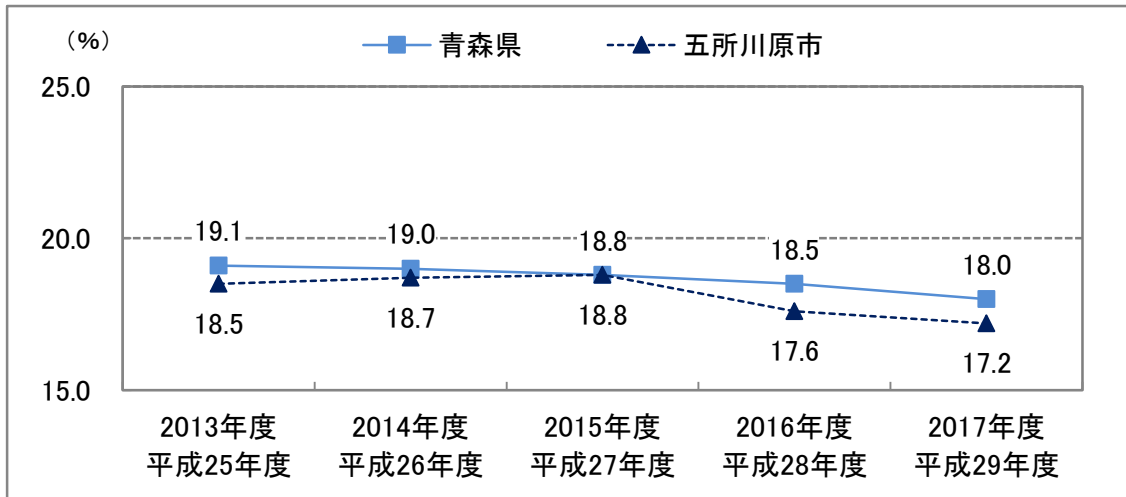
出典：国勢調査

(3) 高齢者の状況

要支援・要介護認定を受けている 65 歳以上の高齢者の状況をみると、本市の認定率は 2017 年度末時点で 17.2% となっており、青森県全体と比べると認定率は低くなっています。

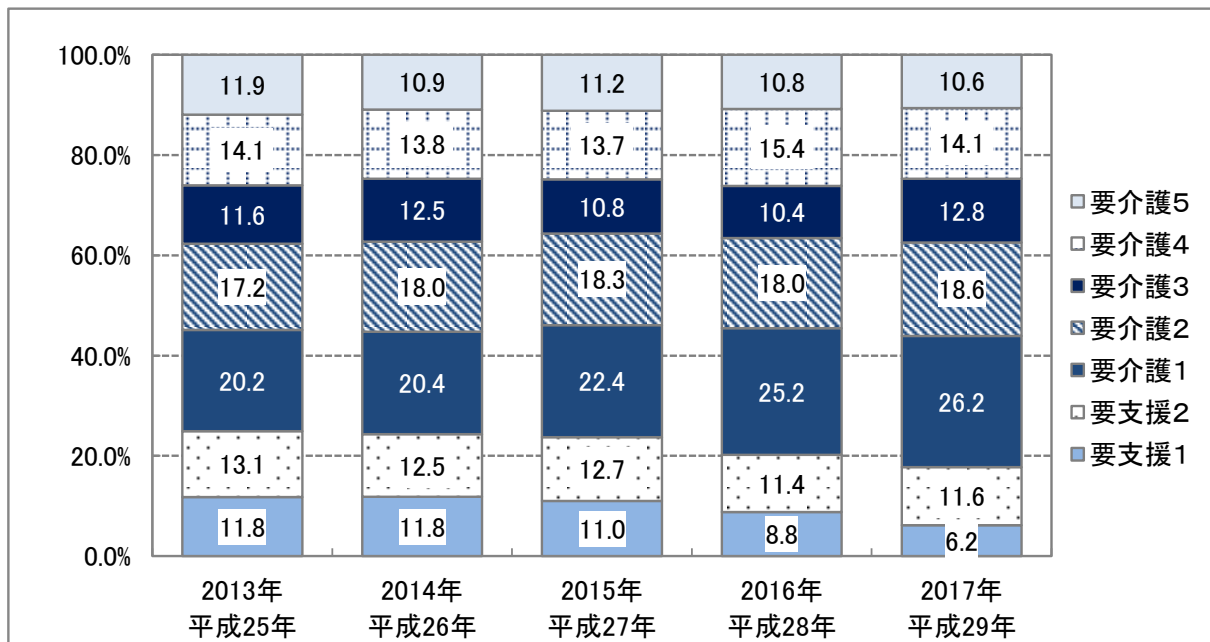
認定者の程度別の割合をみると、要介護 2 以上の構成比は経年で大きな変化はないものの、要介護 1 については、2016 年度に 25% を超え、認定者に占める割合が増えています。

< 認定率の状況 >



出典：地域包括ケア「見える化」システム（年度末時点）

< 認定者数の状況 >



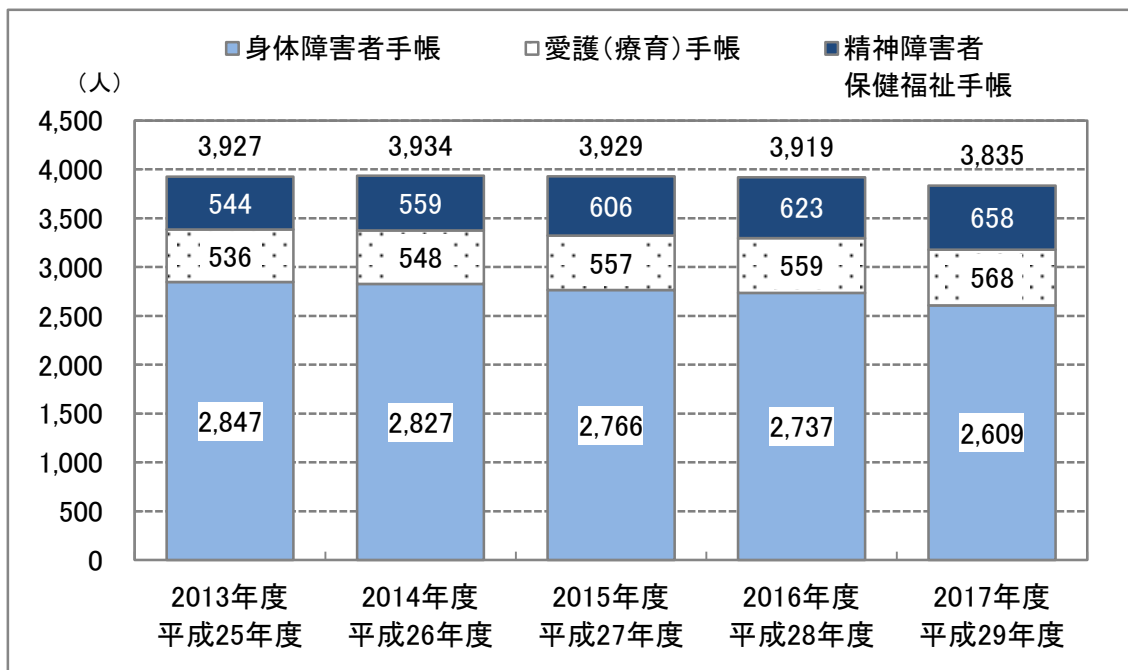
出典：五所川原市介護保険事業計画

(4) 障がいのある人の状況

障がいのある人（手帳所持者）の人数については、総数については2013年度からほぼ横ばいで推移しており、約3,900人となっています。

ただし、手帳の内訳でみると、身体障害手帳所持者は経年で減少していますが、愛護（療育）手帳・精神障害者手帳所持者は一貫して増加傾向にあります。

< 障がい者数の推移 >

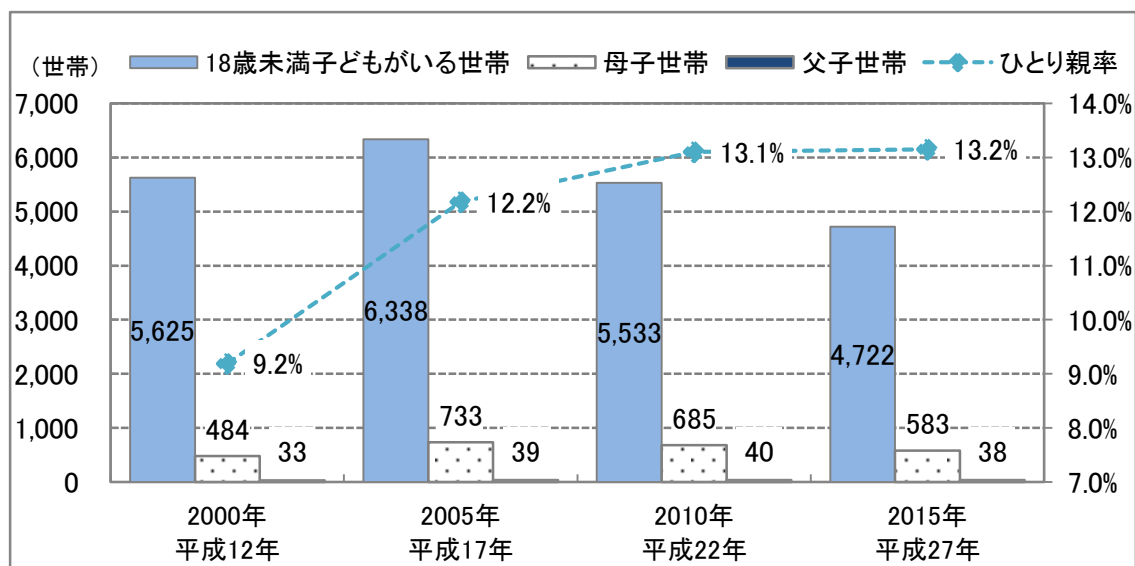


出典：五所川原市家庭福祉課調べ

(5) 子育て世帯の状況

18歳未満の子どもがいる世帯の状況については、2005年の6,338世帯をピークに総数は減少しています。また、母子世帯や父子世帯などの「ひとり親世帯」についても総世帯数と同様に減少していますが、総世帯に占めるひとり親世帯率は上昇しています。

< 18歳未満の子どもがいる世帯の推移 >



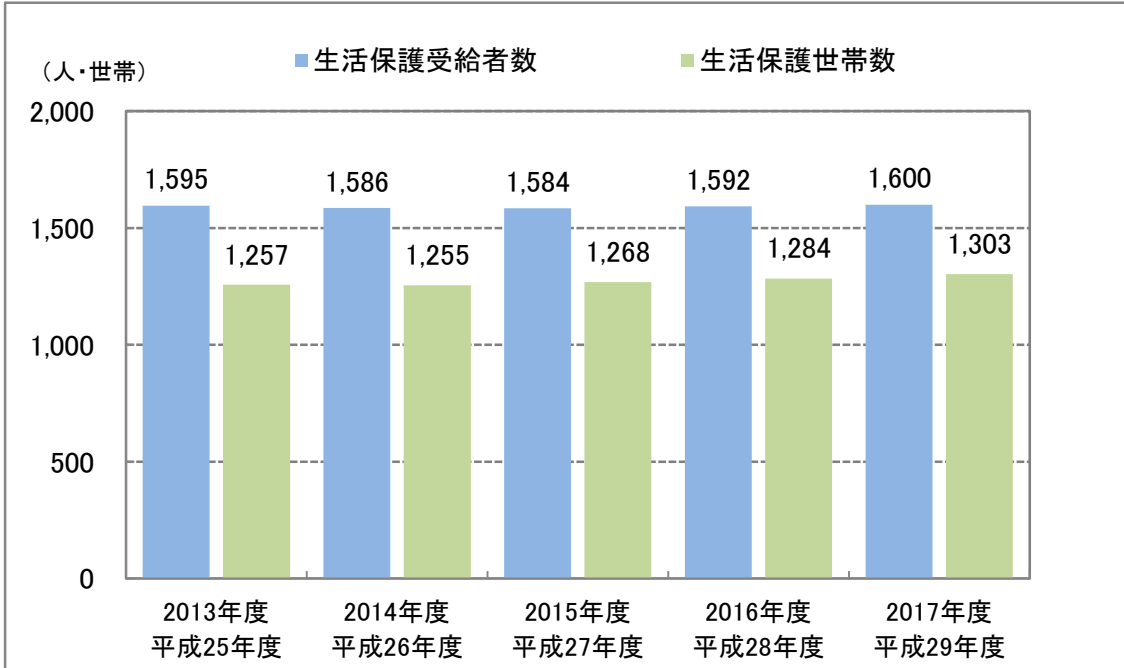
出典：国勢調査

(6) 生活保護受給者・世帯の状況

生活保護の受給者数については、2013年度以降 1,580 から 1,600 人の間をほぼ横ばいで推移しています。

一方、生活保護世帯は 2014 年度以降で微増しており、1,255 世帯から 1,303 世帯(2017 年度)へと増加しています。

< 生活保護受給者の推移 (月平均) >



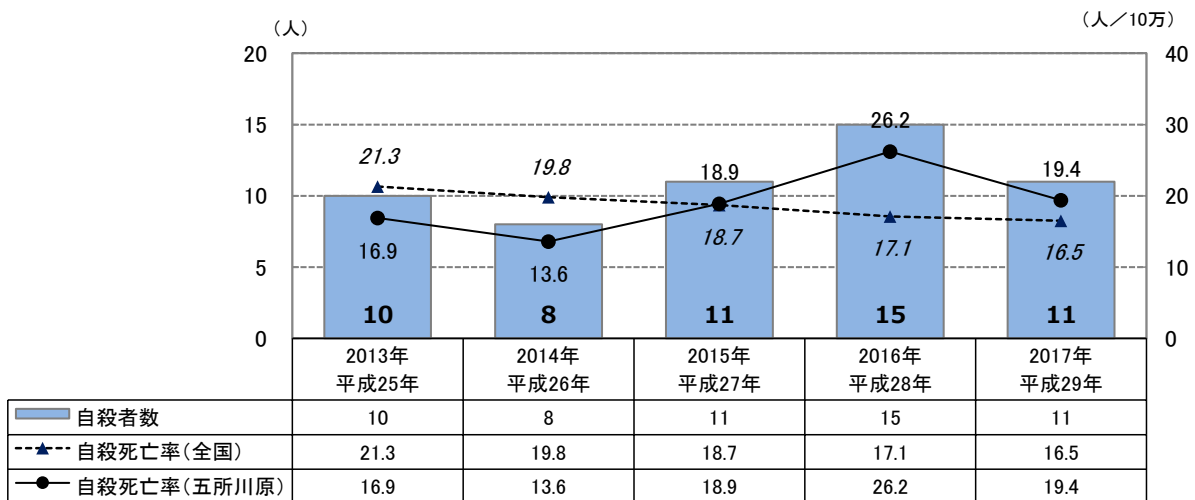
出典：五所川原市保護福祉課調べ

(7) 自殺者の状況

五所川原市における自殺者数は 5 年間で 8 人から 15 人の間を推移しています。

全国と比較する場合人口 10 万人あたりの自殺者数を示す自殺死亡率では、全国が 16.5 人に対して、本市は 19.4 人と全国を上回っています。

< 自殺者の推移 >



出典：厚生労働省 (地域における自殺の基礎資料)

第3章 地域福祉計画のビジョン

1. 計画の理念と目標

あらゆる人が、住み慣れた地域の中で自分らしい生活を実現するためには、市民一人ひとりの努力だけでなく、市民同士のつながりや協力を基盤とした、お互いの個性や権利を理解し尊重し合う地域全体の「支え合い」の文化が求められます。

こうした文化は、特定の福祉分野や、特定の主体だけが取り組んでも、市全体の取り組みにはならず、目指すべき目標を実現することができません。そのため、分野を超え、行政や市民、団体や事業者など、地域を構成するあらゆる主体が協働して、共通の目標を持つことが必要となります。

こうした考えから、前期計画の基本理念を引き継ぎ、継続して同じ目標に対して市全体で取り組んでいくこととします。

【五所川原市の共通理念】

支えあいにつくる 安心が実感できるまち

また、共通理念の実現に向けて、本市の地域福祉の施策目標を次の5つに再編して計画の実行と進捗把握を行います。

基本目標 1	お互いを尊重しあう「心」づくり
---------------	------------------------

基本目標 2	社会を支える「仕組み」づくり
---------------	-----------------------

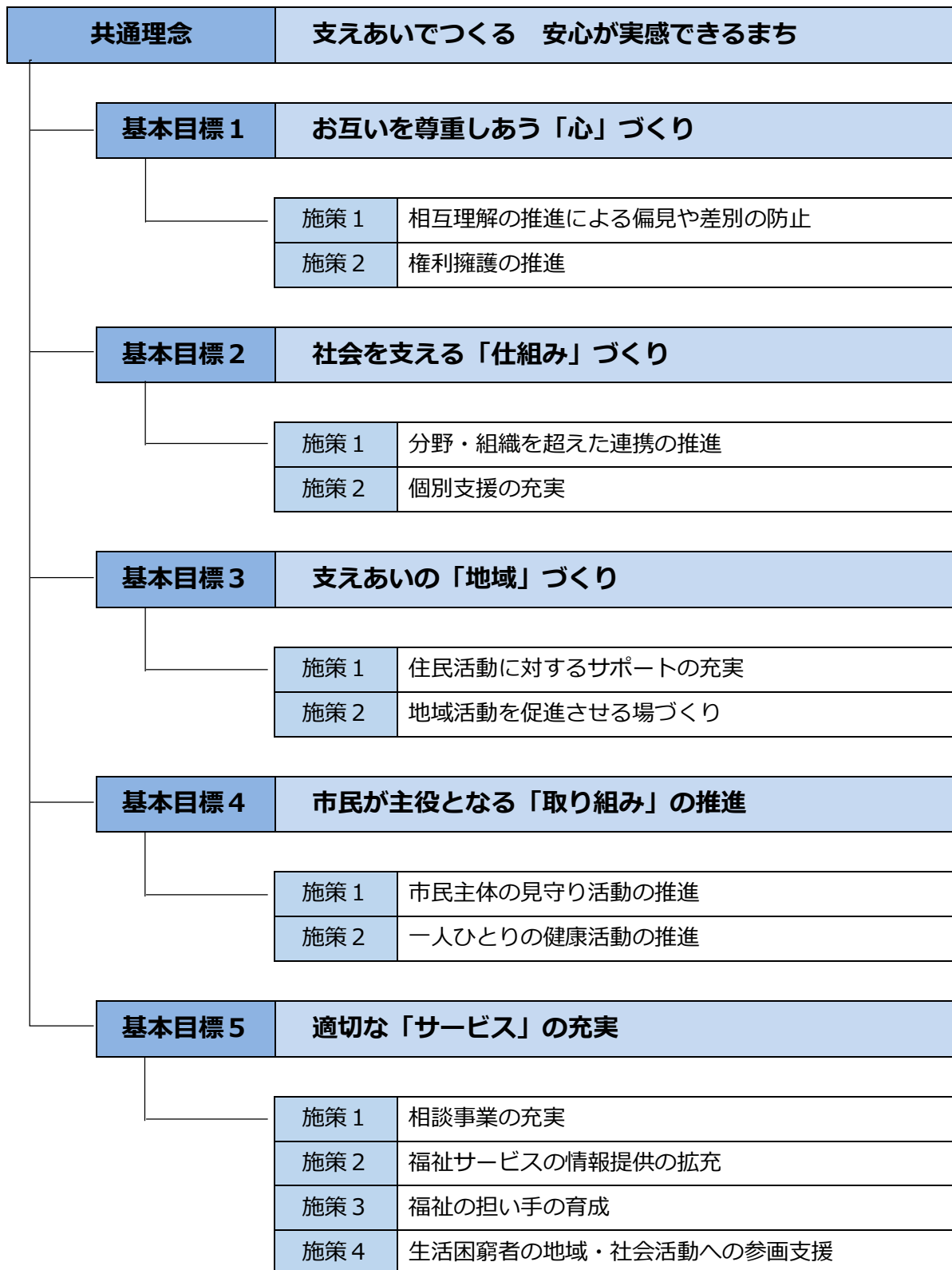
基本目標 3	支えあいの「地域」づくり
---------------	---------------------

基本目標 4	市民が主役となる「取り組み」の推進
---------------	--------------------------

基本目標 5	適切な「サービス」の充実
---------------	---------------------

2. 計画の体系図

本計画の個別施策の体系については以下です。



3. 計画の評価指標

本計画が定める5つの基本目標について、計画期間内での目標値を以下のように定め、計画の実行と進捗管理を行います。

基本目標1	お互いを尊重しあう「心」づくり
目標設定	市民同士がお互いを理解し、ともに支えあいながら地域づくりを行うという共通理念を持つことで、五所川原市を暮らしやすいまちとする。

	現状	中間目標	最終目標
数値目標	57.9%	60.0%以上	65.0%以上
把握年度	2018年度	2021年度	2023年度
評価方法	・市民アンケート【五所川原市の暮らしやすさ】 「とても暮らしやすい」「どちらかという暮らしやすい」		

基本目標2	社会を支える「仕組み」づくり
目標設定	分野や組織を超えて、庁内外の関係機関・団体が連携して課題解決に臨むための、包括的な支援体制を構築する。

	現状	中間目標	最終目標
数値目標	21回/年度	23回/年度	26回/年度
把握年度	2018年度	2021年度	2023年度
評価方法	・地域包括ケア関連会議開催数（庁内の部局横断的な会議を含む。）		

基本目標3	支えあいの「地域」づくり
目標設定	市民が地域活動を行うための環境づくりを支援し、地域活動やボランティア活動を活性化する。

	現状	中間目標	最終目標
数値目標	32.8%	40.0%以上	50.0%以上
把握年度	2018年度	2021年度	2023年度
評価方法	・市民アンケート【ボランティア活動への参加】 「過去に1回以上参加したことがある」		

第3章 地域福祉計画のビジョン

基本目標4	市民が主役となる「取り組み」の推進
目標設定	一人ひとりが自身の健康維持・向上のための取り組みを行うことで、持続可能な地域福祉の基盤づくりをサポートする。

	現状	中間目標	最終目標
数値目標	42.8%	45.0%以上	50.0%以上
把握年度	2018年度	2021年度	2023年度
評価方法	・市民アンケート【自身の健康状態】 「よい」「まあよい」		

基本目標5	適切な「サービス」の充実
目標設定	市が実施している福祉サービスの相談窓口の周知を行い、困った時に誰もが利用できるための情報発信を行う。

	現状	中間目標	最終目標
数値目標	31.8%	23.0%以下	15.0%以下
把握年度	2018年度	2021年度	2023年度
評価方法	・市民アンケート【市役所の相談窓口の利用状況】 「知らない・わからない」		

第4章 基本目標の展開

1. お互いを尊重しあう「心」づくり

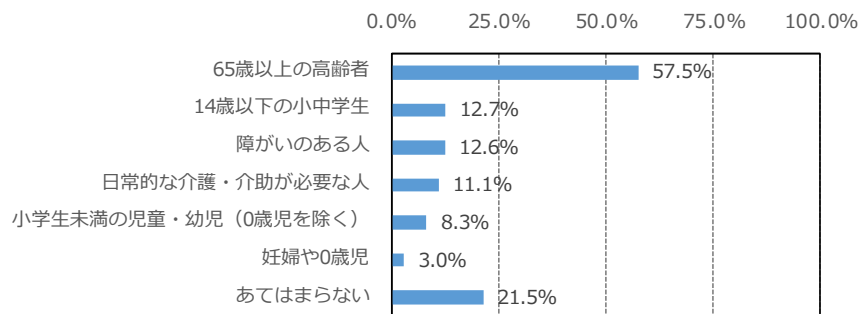
現状と課題

五所川原市に住む全ての人々が安心して暮らせるまちを目指すためには、市民一人ひとりが互いの違いを理解し、支えあうための地域文化が必要になります。

市では、福祉的な生活課題のある人への理解促進・虐待防止のための周知・啓発活動や、成年後見制度等による具体的な保護活動を実施していますが、市民一人ひとりが地域にある福祉課題や困っている人に意識を向け、課題解決に向けて共に支えあうことは最も重要なサポートとなります。

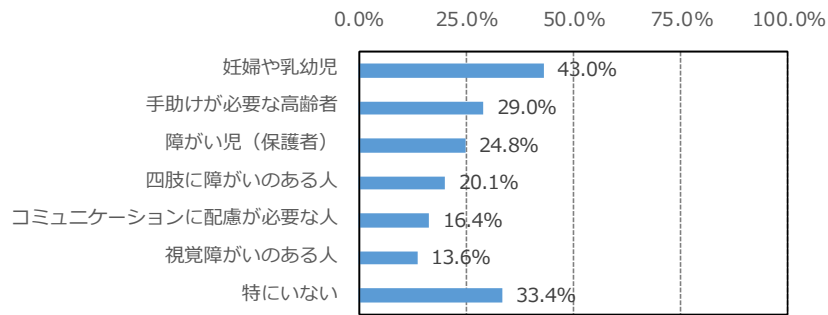
一般市民に向けて実施したアンケートによると、市内の世帯特性として「65歳以上の高齢者」のいる世帯が全体の57.5%となっており、半分以上の世帯で高齢者と同居（もしくは高齢者が独居）しています。また、「小学生・中学生」がいる世帯は12.7%、「障害者手帳を交付されている人」がいる世帯は12.6%、「日常的な介助・介護が必要な人」がいる世帯は11.1%と、子育てや障がい者・介護の必要な人がいる世帯は市の世帯の1割ずつとなっており、高齢者を含む世帯は多いものの、福祉等のサポートが必要な世帯は全体から見ると一部であることがわかります。

【世帯員の特徴】



地域生活の中で、福祉的なサポートの必要がある人と出会った経験としては、「妊婦や乳幼児を連れている人」と出会った人は43.0%で最も割合が高くなっています。一方で、妊婦や歩行に手助けが必要な高齢者・なんらかの障がいのある人などとは「特に出会った経験がない」人は33.4%となっており、市民の3人に1人が、手助けが必要と思われる他人と出会った経験がありません。

【地域の中で出会ったことのある人】

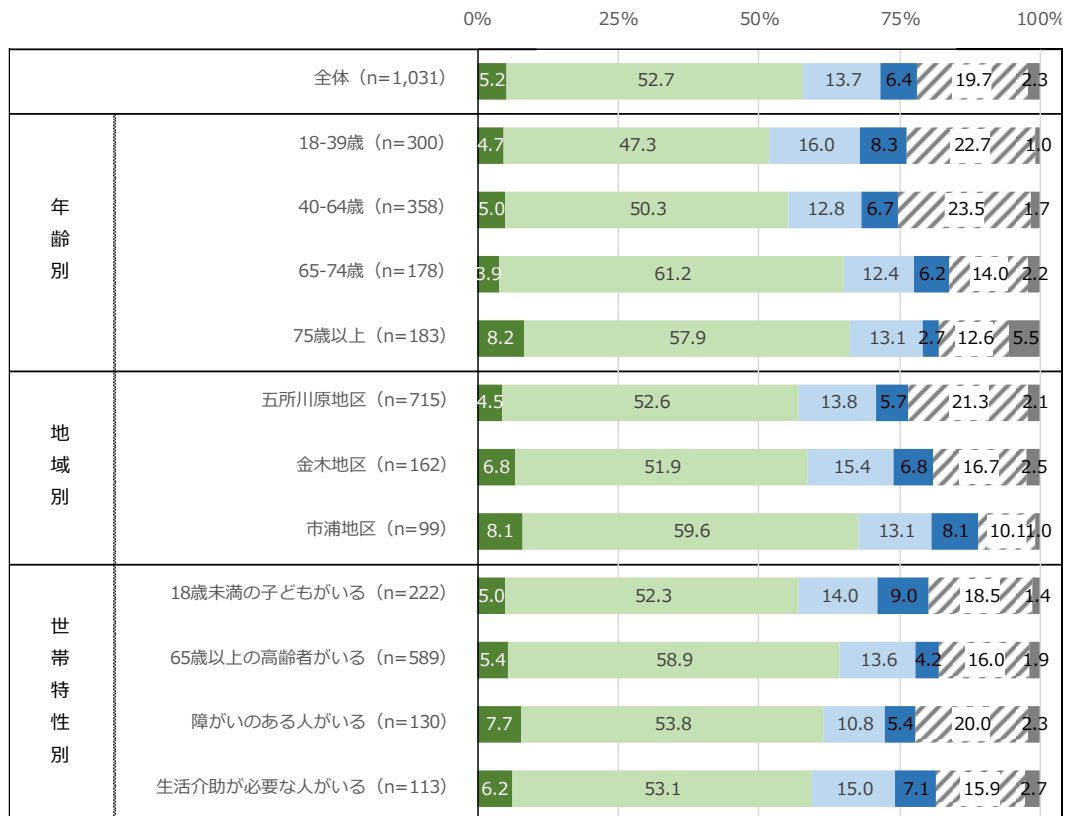


五所川原市の暮らしやすさについては、「とても暮らしやすい」「どちらかという暮らしやすい」は57.9%と半数を上回っています。一方で「暮らしにくい」「どちらかという暮らしにくい」は20.1%となっています。

世帯構成別でみると、「18歳未満の子どもを含む世帯」や「介助が必要な人を含む世帯」では暮らしにくいと考える人が全体平均を上回っています。

【五所川原市の暮らしやすさ】

■ とても暮らしやすい ■ どちらかという暮らしやすい ■ どちらかという暮らしにくい ■ 暮らしにくい ■ 分からない ■ 無回答



現状としては、本市における特別なサポートが必要な世帯や市民は一部となっており、多くの市民にとっては普段の生活の中で出会うなどの機会が限られてしまっている可能性があります。サポートが必要な時に、周囲の市民が支えるための「理解促進」や「気づき」のための啓発活動が必要になると考えられます。

(1) 相互理解の推進による偏見や差別の防止

今後の方向性

地域福祉を推進していく上で、根底としての福祉に関する心の障壁を取り除くために、市民に対して、地域にある様々な生活スタイルを周知することや、地域の福祉課題についての情報提供、いじめや差別等の防止を目的とした啓発活動などを通じて、市内に住むあらゆる人が、地域の他者を理解し、同じ地域に住む隣人として共に支えあうための基盤づくりを推進していきます。

具体的な事業

事業名	内容	担当課
高齢者虐待防止	虐待を把握した場合に、高齢者虐待の防止、高齢者の擁護者に対する支援等に関する法律に基づき、速やかに訪問する等の対応を行います。	介護福祉課
障害者虐待防止センター	障害者虐待に関する通報又は届出の受理、障害者虐待を受けた障害者の保護のための相談、指導及び助言、障害者虐待に関する広報、啓発などを行います。	福祉政策課
社会を明るくする運動	保護司、更生保護女性会と再犯防止等啓蒙活動、団体支援を行います。	福祉政策課
青少年健全育成フォーラム	青少年の健やかな成長を市全体で支える風土を醸成するため、子供たちのいじめ防止の取り組み発表、有識者によるパネルディスカッションなどを行うフォーラムを開催します。	学校教育課

(2) 権利擁護の推進

今後の方向性

福祉課題のある人の中には、認知症や障がい等の理由で、判断能力が十分でないために日常生活の中での重要な意思決定において不利益を被る可能性のある人がいます。

市が行う成年後見制度の利用促進によって、判断能力に課題のある人に対するサポートを充実させるとともに、関係機関や地域・市民に対する情報発信を通じて、市全体がこうした方々の生活の権利を守れるように図っていきます。

具体的な事業

事業名	内容	担当課
成年後見制度利用支援事業	判断能力が不十分な高齢者等に対して、成年後見制度利用に向けた市長申立て等を行います。 また、必要に応じて、申立てに要する経費及び後見人などの報酬の全部または一部を助成します。	介護福祉課 福祉政策課
権利擁護センター ごしょがわら	高齢者若しくは障害者の権利擁護に係る司法、行政、医療等関係諸機関及び専門職等による緊密なネットワークを構築し、高齢者等の既存の福祉、保健サービス活用を支援します。	介護福祉課 福祉政策課 社会福祉協議会

2. 社会を支える「仕組み」づくり

現状と課題

地域福祉を推進し、地域の自助・互助の力を引き出し強化していくためには、地域だけにその役割を求めるのではなく、市役所を中心とした関係機関・団体が連携し、地域活動を円滑に進めていくためのフォローアップ体制を整える必要があります。

市では、高齢者福祉や子育て支援等、様々な福祉課題に対して個別の事業計画を立案し各担当部署において実行しています。

一般市民に向けて実施したアンケートによると、市民の生活上の悩みは、「収入・借金」や「仕事」といった『生活費』に関する悩みが高く、自分や家族の「病気や介護」といった『福祉的な悩み』は比較すると低くなっています。

しかし、属性別でみると、病気や介護についての悩みは「高齢者」や「介助の必要な人が世帯員にいる人」において高くなるなど、人や生活環境によって抱えている悩みは多様化しています。

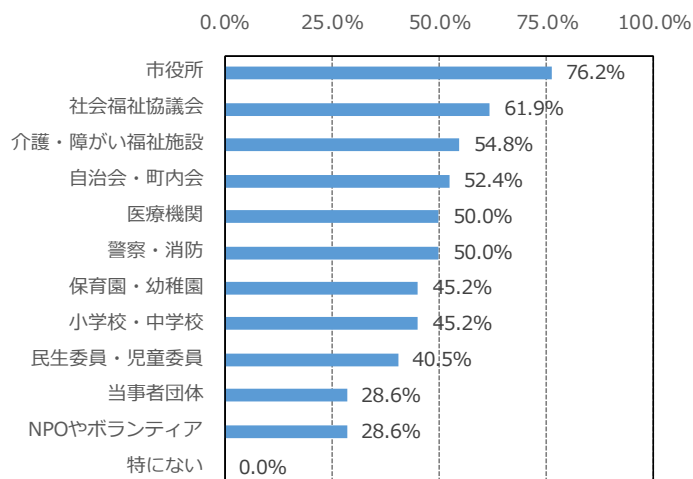
多様化している福祉課題に対して、市がこれまでに提供してきた個別の行政サービスだけで対処することは難しく、福祉分野を超えた連携や、組織や職域を超えた支え手側の連携によって、包括的な課題把握や情報共有、サービスの提供体制を構築していく必要があります。

【生活上の悩み】

	全体	収入や借金など	自分の仕事	自分の病気や介護	家族の病気や介護	住まいや生活環境	気分が憂鬱になる	家族との人間関係	家族以外との人間関係	自由な時間がない	家族の仕事	育児や子どもの教育	特にない	
														人
全体	1,031	22.7	17.9	16.0	14.5	13.8	12.3	9.7	9.1	7.9	7.7	7.4	35.5	
年齢	18～39歳	300	31.7	29.0	6.7	9.3	18.7	15.7	9.0	17.3	11.7	6.3	15.0	31.7
	40～64歳	358	27.4	24.3	13.4	20.9	13.7	13.4	12.0	10.3	9.2	11.7	8.7	34.1
	65～74歳	178	10.1	2.2	18.0	11.2	7.9	7.9	9.0	1.1	5.1	3.9	0.0	50.6
	75歳以上	183	11.5	3.8	35.0	13.7	12.0	9.3	7.1	1.1	2.2	6.0	0.0	31.1
地域別	五所川原地区	715	23.2	17.9	15.8	14.3	14.1	13.7	9.2	10.1	7.6	7.6	8.7	36.2
	金木地区	162	25.9	18.5	17.3	17.3	13.0	13.0	13.0	8.6	9.9	9.9	5.6	32.7
	市浦地区	99	19.2	21.2	11.1	11.1	15.2	5.1	8.1	5.1	10.1	8.1	4.0	39.4
世帯別	18歳未満の子どもがいる	222	32.4	22.1	6.8	13.5	18.5	12.2	13.1	10.8	14.9	10.4	30.2	31.5
	65歳以上の高齢者がいる	589	19.4	14.4	18.8	16.3	12.4	12.1	10.9	6.8	5.9	6.5	2.7	36.8
	障がいのある人がいる	130	23.8	16.2	31.5	20.8	10.8	11.5	10.0	7.7	6.9	6.9	3.1	26.9
	生活介助が必要な人がいる	113	21.2	15.0	38.1	38.1	13.3	18.6	7.1	4.4	9.7	8.8	2.7	20.4

市内の福祉事業に係る関係団体に向けて実施したアンケートによると、市内で連携している主体としては「市役所」が最も高く団体の76.2%を占めており、次に「社会福祉協議会（61.9%）」「介護福祉施設・障がい福祉施設（54.8%）」となっています。

【連携している地域の活動組織】



連携体制の評価としては、市役所との連携を「よい」「まあよい」とする団体は42.8%と、「よくない」「あまりよくない」の7.2%を大きく上回っています。一方、団体と社会福祉協議会の連携については、「よい」「まあよい」が38.1%、「よくない」「あまりよくない」が11.9%と、市役所同様に連携体制は良好とする方が上回っています。

市役所をはじめとする関係機関・団体間の連携は比較的活発な状況となっています。今後は、現在の連携体制の維持・強化を図り、地域の関係機関・団体との基本理念や目標の共有を図り、一体的な福祉事業を推進させる必要があります。

(1) 分野・組織を超えた連携の推進

今後の方向性

担当課において実施している庁内外との連携会議の場を活用して、地域の福祉課題に関する情報共有と、五所川原市の地域福祉の基本理念の周知を図り、あらゆる分野・組織においても「安心して暮らせるまち」を実現するための連携強化を図ります。

また、関係機関・団体の認知度や組織力の向上に向けて、市や社会福祉協議会におけるサポートを検討し、市の事業を担う関係機関・団体の基盤強化に努めていきます。

具体的な事業

事業名	内容	担当課
地域ケア会議	地域包括支援センターが中心となって、医療、介護、民生委員、自治会長、NPO法人等と協働し、個別ケース等を通じて高齢者の地域生活を支援します。	介護福祉課
在宅医療・介護連携推進事業	在宅療養をしている人に、医療と介護を一体的に提供するため、医療と介護関係者の連携を推進します。	介護福祉課
子ども・子育て会議	子ども・子育て支援事業計画に関する事など、子ども・子育て支援施策を推進します。	子育て支援課

(2) 個別支援の充実

今後の方向性

多様化している福祉課題に対して、市では個別事業によって、それぞれの福祉課題に対応するための支援を市内外の福祉事業者と連携して実施しています。

今後の高齢化や人口減少による、更なる課題の複雑化多様化に対しても、各事業計画の進捗管理と見直しを踏まえながら、包括的に対応できる体制を整えていきます。

具体的な事業

事業名	内容	担当課
認知症対策	認知症フォーラムや認知症カフェの開催、専門職による訪問支援等を通じて、認知症に対する理解促進とケアの充実を図ります。	介護福祉課
生活支援コーディネーター	地域における高齢者の生活支援体制を整備するため、生活支援コーディネーターの配置や推進体制の構築を行います。	介護福祉課 社会福祉協議会
乳幼児保健	妊産婦や乳幼児健診等を通じて、乳幼児の健やかな成長・発達をサポートします。	健康推進課
いじめ・不登校対策	児童生徒の悩みや不安を解消するための相談活動及び保護者への助言・支援を行います。	学校教育課
各種医療費助成	ひとり親家庭や重度心身障害者などの経済的負担を軽減するために、医療費の一部を助成します。	子育て支援課 関係課
災害対策	福祉的な課題などによって、災害時の自力での避難が困難な要支援者の状況を把握し、発災時の安全な避難行動に向けた対策を行います。	福祉部各課 総務課

3. 支えあいの「地域」づくり

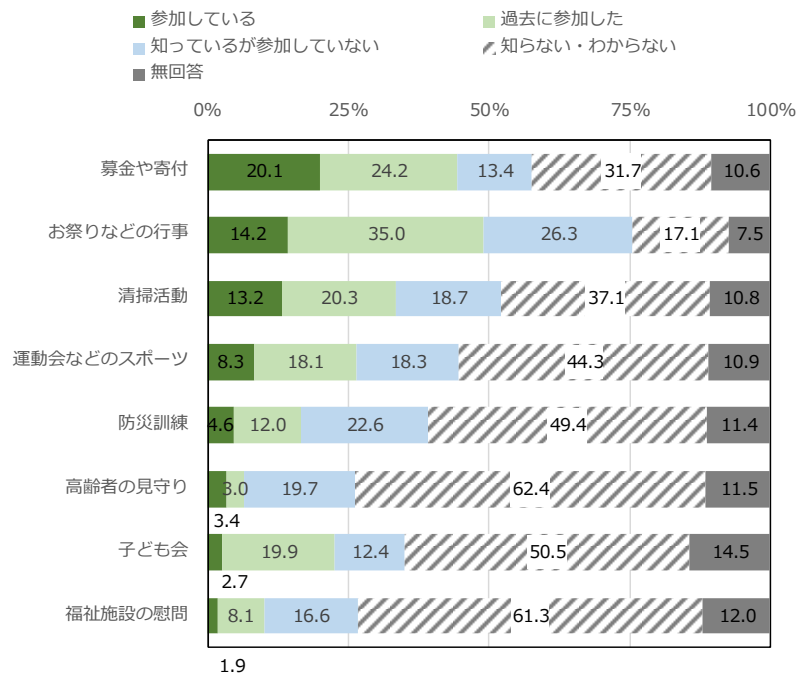
現状と課題

地域における住民同士の支えあいを維持・強化していくためには、住民や地域の様々な団体・組織が活躍するための場や、活動のためのサポートが必要になります。

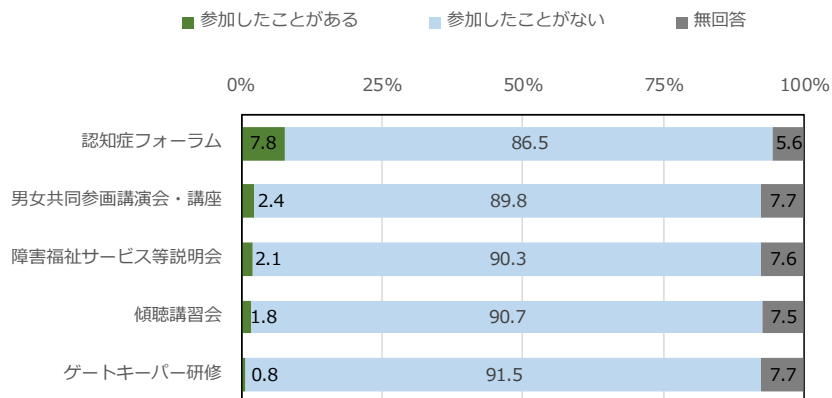
一般市民に向けて実施したアンケートによると、参加したことがある地域活動としては、「募金や寄付」「お祭り」「清掃活動」が参加している割合が高くなっています。一方で、多くの地域活動について『知らない／わからない』とする割合が多くなっています。

また、市が実施している講習会・講演会についても、参加の割合は低く、不参加者が大半となっています。

【地域活動への参加状況】

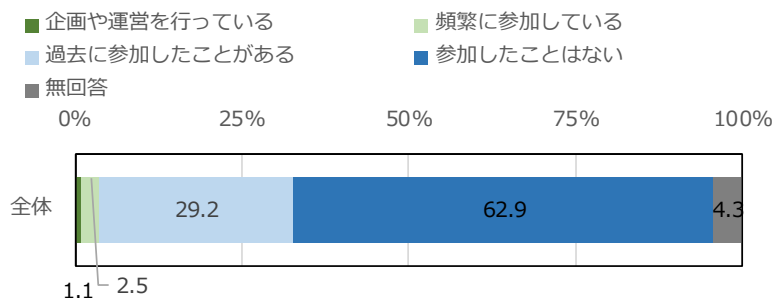


【市が実施している講習会等への参加状況】

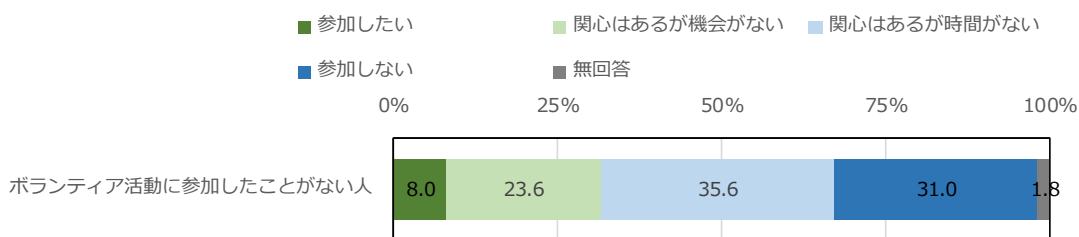


また、地域におけるボランティア活動について、参加したことがある人は全体の約3割となっており、大多数が参加したことがありません。一方で、今後の参加意向については、全体の約7割が関心を示しており、ボランティア活動に参加しやすい環境づくりが必要となっています。

【ボランティア活動への参加状況】



【今後のボランティア活動への参加意向】



ボランティア参加に向けた課題としては、「仕事や家事で時間が取れない」「自らの健康や体力に不安がある」「ボランティア活動の情報が入手できない」が上位となっており、これらを解決できる活動の場づくりや、地域への働きかけが必要となります。

全体を通じて、地域活動への市民の参加が積極的でない状況となっています。地域活動やボランティア活動に対する情報提供を行い、市民の参画の機会を増やすとともに、参加しやすい地域活動の場づくりを、関係機関・団体と連携して取り組む必要があります。

(1) 住民活動に対するサポートの充実

今後の方向性

地域が主体となって自治活動やボランティア活動を行えるように、特に福祉に関する情報提供や教育・啓発を行い、家庭や地域・学校等などの様々な場を通じて、市民一人ひとりが地域活動を意識し、活動に参加しやすい風土づくりをサポートします。

具体的な事業

事業名	内容	担当課
老人クラブ 活動費補助金	高齢者の地域生活を豊かにするために、老人クラブの活動に対する補助金を交付します。	介護福祉課
地域子育て支援 拠点事業	地域における子育てに関する相談指導を行うとともに、子育てサークル等の育成・支援、保育に関する地域資源の情報提供などを行います。	子育て支援課
自治会振興 交付金事業	市と自治会等の協力・連携などの相互補完関係を通じて住民自治の充実を図ることを目的に活動費を交付します。	総務課
地域向け出前講座	福祉情報の提供や活動支援の講座開催の支援をします。	社会福祉協議会

(2) 地域活動を促進させる場づくり

今後の方向性

地域活動やボランティア活動など、地域が主体となる活動の場づくりを関係機関・団体と連携して行い、多様な地域活動の場を創出します。

また、社会福祉協議会や地域の関係団体と連携して、市民に向けた活動の場についての情報発信を行い、多くの市民が活動に参加するためのきっかけづくりをサポートします。

具体的な事業

事業名	内容	担当課
子どもフェスティバル	親子や子ども達を対象に、居場所づくりや学びの場を提供するため、地域住民や関係団体と連携し、こいのぼりや軽スポーツ体験等を行います。	中央公民館
みんなの教室	市民の自主的な学習活動を支援するため、五所川原市中央公民館を主会場に教室を開催します。	中央公民館
市民教養教室	市民の自主的な学習活動を支援するため、金木公民館を主会場に教室を開催します。	中央公民館
市民提案型事業	地域課題を解決するため、市民団体が行う地域活動へ補助金を支給します。	企画課
ふれあい・いきいきサロン	地域住民が研修交流を行い、生きがいや社会参加の意欲向上のためのサロン運営を支援します。	社会福祉協議会
五所川原市ボランティア市民活動センター	ボランティア団体の連携・情報交換等や活動の支援を行います。	福祉政策課 社会福祉協議会

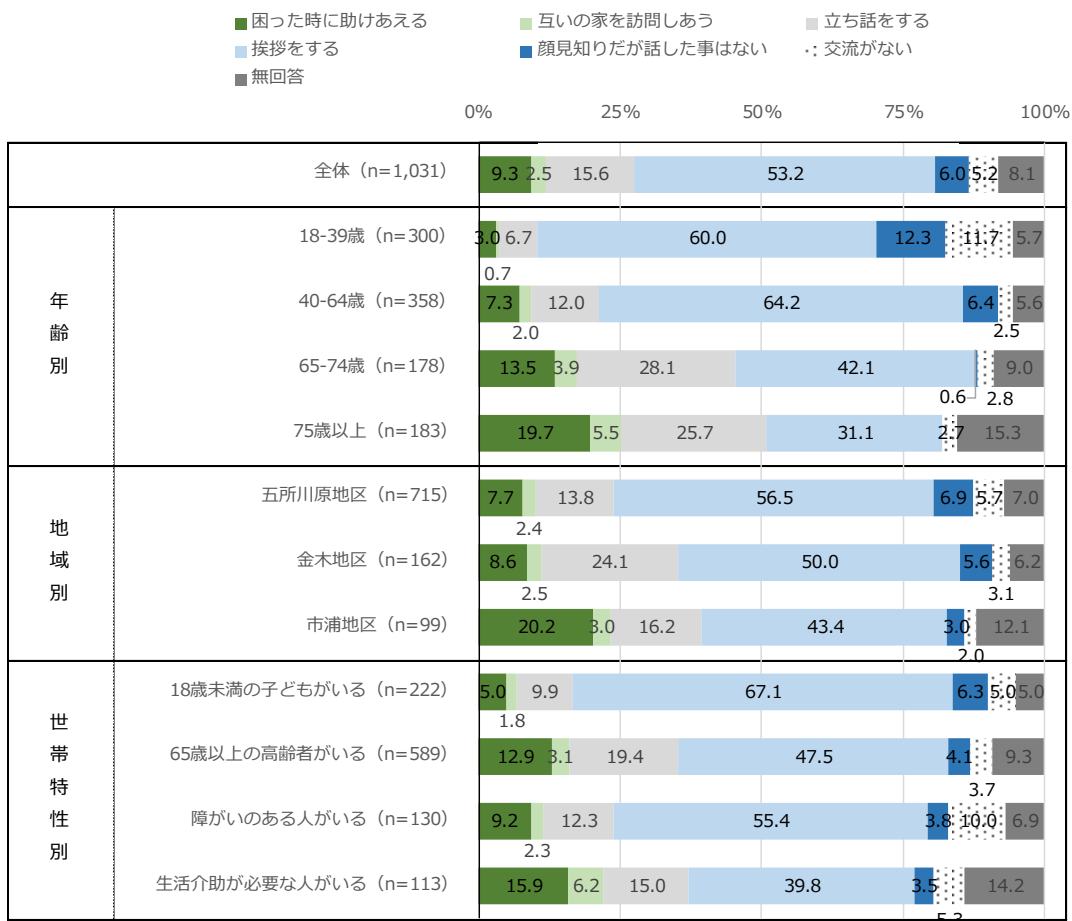
4. 市民が主役となる「取り組み」の推進

現状と課題

地域の中で市民が主体となって活躍するためには、市民一人ひとりが地域活動や自身の健康維持に取り組むためのサポートが必要になります。

一般市民へのアンケートでは、地域における隣近所との関りについて、「困った時に助けあえる」「お互いの家を訪問しあう」といった積極的な交流は全体の約1割となっており、半数以上が「立ち話」や「挨拶をする」程度の関係となっています。また、「話したことがない」「交流したことがない」は全体の11.2%となっており、特に18~39歳の若い世代では24.0%が隣近所との交流に消極的となっています。

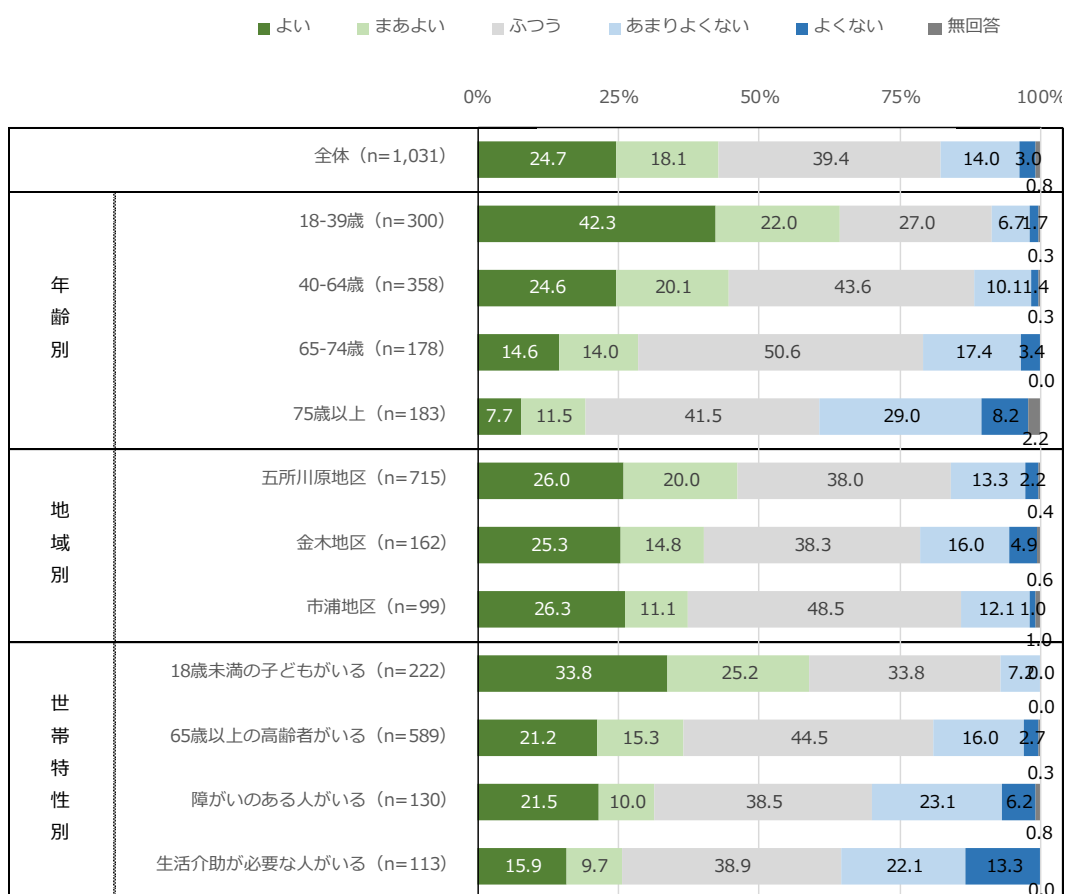
【地域との関りの状況】



若い世代が隣近所などとの交流を上手に行えておらず、前述の通り、地域の暮らしやすさも判断できない状況にあります。これからの地域を担う若い世代において地域と関わりをもつ機会が少なくなっている可能性があります。

市民の現在の健康状態について、『よい（まあよい）』は全体の42.8%となっており、『よくない（あまりよくない）』の17.0%を大きく上回っています。属性別でみると、高齢になるにつれて『よくない』の割合が高くなり、75歳以上では37.2%となっています。

【現在の健康状態】



また、実施している健康維持の活動としては、「規則正しい食生活」や「禁煙」「十分な睡眠」が上位となっています。一方で、「適度な運動やスポーツ」「徒歩での移動」といった『運動』は割合が低くなっています。

市民が地域の中で主体的に活動する上で、一人ひとりが健康的な生活を維持することは必要不可欠です。運動などの不足しがちな取り組みを促進させるための働きかけやサポートが必要となります。

(1) 市民主体の見守り活動の推進

今後の方向性

地域の中で安心感を実感するためには、地域の中での住民相互の助けあいが必要になります。地域の自治会やNPO等の活動団体を中心とした、市民が主役となってお互いを支えあうまちづくりを、市や社会福祉協議会がサポートします。

具体的な事業

事業名	内容	担当課
認知症サポーター養成講座	地域で認知症の人やその家族を支援する認知症サポーターを養成する講座を開催します。	介護福祉課
ゲートキーパー研修	自殺対策推進に向けて、生活課題や悩みのある人に寄り添う地域人材を養成する講座を開催します。	健康推進課
地域における共助の基盤づくり	社会福祉協議会と連携して、地域において見守り等の活動を行う人材を育成します。	福祉政策課 社会福祉協議会

(2) 一人ひとりの健康活動の推進

今後の方向性

健康づくりに対する意識啓発を行うとともに、それぞれの生活環境やライフステージに応じて、体や心の健康維持・向上のために必要なサポートに取り組みます。

特に、高齢者をはじめとする「生活介助が必要な人とその家族」は健康面での不安が他に比べて高いため、介護予防活動を通じた状況把握と重点的な対策に努めます。

具体的な事業

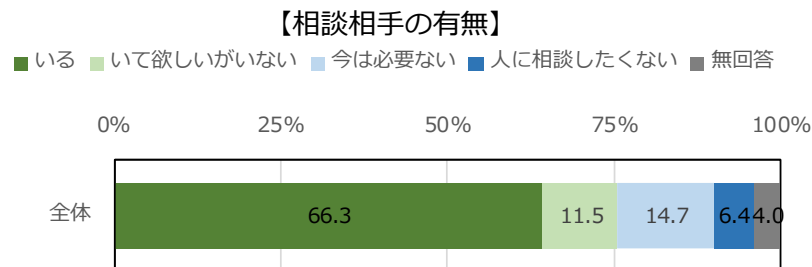
事業名	内容	担当課
一般介護予防事業	一般の高齢者を対象に、ゆーゆー元気教室やいきいき教室など、運動機能の向上・維持、認知症対策のための脳トレーニングを行う教室を実施し、全ての高齢者が健康維持に取り組む環境を提供しています。	介護福祉課
健康づくり事業	保健師・看護師などによる健康づくり相談や、のれぞれ運動教室など、市民が健康づくりに取り組むための機会を提供しています。	健康推進課

5. 適切な「サービス」の充実

現状と課題

市が提供している福祉サービスは、必要な人が必要な時に、適切なサービスを受けられることで、地域における福祉活動のセーフティネットとなります。

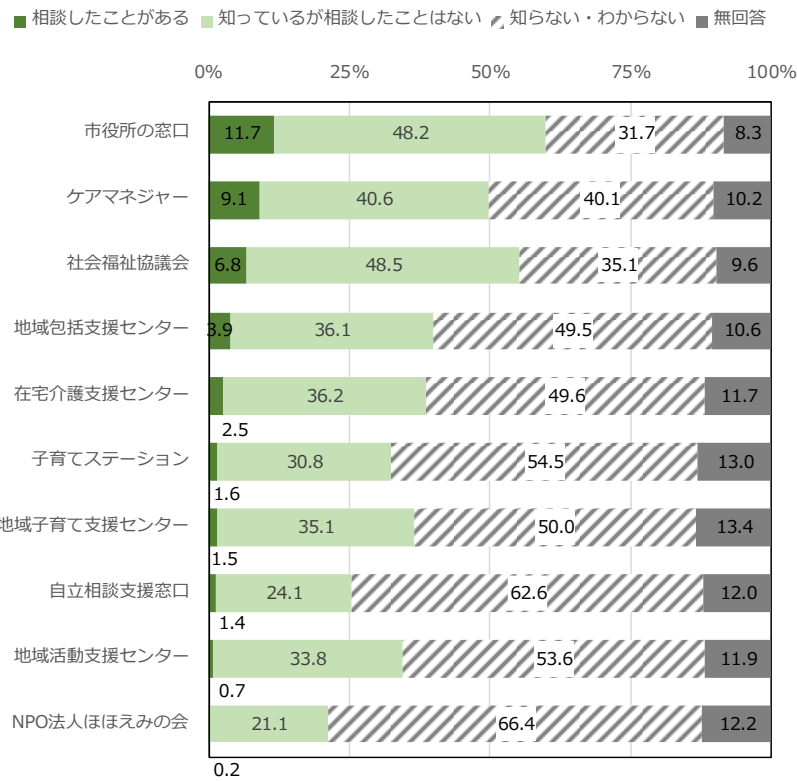
生活の悩み事に関する相談ニーズについて、現在相談相手がいる人は、全体の約6割となっており、1割が「いて欲しいが今はいない」となっています。属性別では、高齢になると相談相手が「いる」割合が低くなる傾向があります。



公的な相談窓口については、市役所や社会福祉協議会の相談窓口は「知っている（利用経験あり／なし含む）」が全体の半数である50.0%を超えていますが、その他の地域包括支援センターや地域子育て支援センター、NPO等が開設している窓口については「知らない／わからない」が約半数を占めています。

第4章 基本目標の展開

【公的な相談窓口の認知状況】



福祉サービスの情報を必要としている市民は全体の約3割となっており、必要としている情報としては、「健康」「保育園・幼稚園」「サービス利用の手続き」が上位となっています。必要としている福祉情報についても、属性によって情報の内容は異なっています。

【必要としている福祉情報】

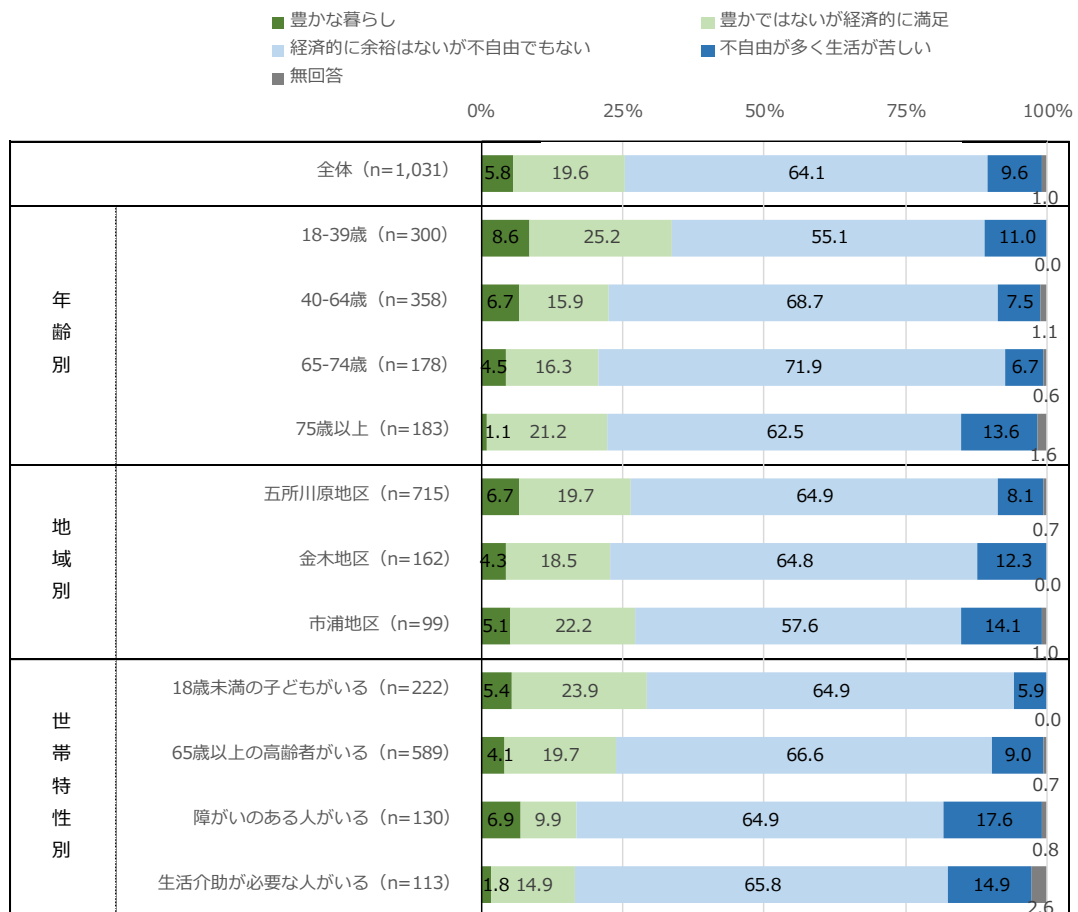
	全体	健康	保育園・幼稚園	福祉サービスの手続き	介護施設への入所	年金	在宅での介護	出産や育児	子どもの育ちや発達	小・中学校	サービスの料金負担	リハビリテーション	障がい福祉施設への入所	障がいのある人の就労	
		人	%												
全体	328	34.1	24.1	23.8	19.5	18.6	18.6	15.5	15.2	9.5	9.5	7.6	7.3	7.0	
年齢	18~39歳	90	22.2	30.0	14.4	5.6	12.2	8.9	37.8	31.1	11.1	5.6	2.2	8.9	11.1
	40~64歳	134	28.4	23.1	28.4	26.1	23.9	17.9	11.9	14.2	15.7	11.9	6.7	5.2	6.0
	65~74歳	41	51.2	7.3	24.4	19.5	26.8	31.7	2.4	2.4	0.0	9.8	9.8	9.8	4.9
	75歳以上	61	52.5	0.0	27.9	26.2	11.5	26.2	0.0	1.6	0.0	9.8	16.4	8.2	4.9
地域別	五所川原地区	226	32.7	28.3	23.0	21.2	17.7	17.3	15.9	17.7	10.6	10.6	7.5	7.5	6.2
	金木地区	53	30.2	22.6	30.2	17.0	20.8	22.6	18.9	13.2	11.3	11.3	7.5	11.3	9.4
	市浦地区	34	44.1	5.9	23.5	14.7	20.6	20.6	11.8	5.9	0.0	2.9	8.8	0.0	11.8
世帯別	18歳未満の子どもがいる	98	20.4	61.2	11.2	6.1	10.2	6.1	40.8	35.7	21.4	5.1	4.1	5.1	3.1
	65歳以上の高齢者がいる	181	42.0	12.7	28.2	24.3	21.0	21.5	8.8	9.4	6.1	12.2	9.9	8.3	7.7
	障がいのある人がいる	71	32.4	8.5	45.1	18.3	26.8	14.1	5.6	15.5	11.3	21.1	16.9	15.5	23.9
	生活介助が必要な人がいる	54	31.5	7.4	38.9	33.3	24.1	33.3	5.6	9.3	7.4	13.0	14.8	9.3	9.3

さらに、本市では、「経済的に苦しく、生活に余裕がない」生活状況の人が全体の約1割を占めています。

属性別で見ると、「75歳以上の高齢者」や「障がいのある人がいる世帯」、「生活介助が必要な人がいる世帯」で生活困窮が想定される割合が高くなっています。

生活困窮による課題は、福祉的側面だけでの課題だけでなく、就労や金銭、子ども世代への連鎖など、様々な生活リスクの要因となることから、生活保護等の既存の行政サービスだけでなく、包括的な生活支援を行い、市民の自立的な生活に向けてサポートを行う必要があります。

【暮らしの状況】



(1) 相談事業の充実

今後の方向性

多様化している生活課題や福祉課題を抱えている世帯に対応するため、庁内の関係機関内の連携を基盤としながら、庁外の専門職や専門機関との緊密な連携を図り、相談窓口の専門性の向上を図ります。

また、各種相談窓口の周知を図り、利用促進に努めます。

具体的な事業

事業名	内容	担当課
高齢者総合相談	高齢者の介護や生活一般に関する地域情報の把握と、必要に応じた制度利用のための相談支援を行います。	介護福祉課
障害者相談員	地域の協力者が相談員となって、障害者やその家族からの相談に応じ、必要な指導・助言を行います。	福祉政策課
こころの相談	保健師や心理士が相談相手となり、悩みの軽減や必要な関係機関につなぎます。(予約制)	健康推進課
民生委員・児童委員	地域における身近な相談者である民生委員児童委員の活動をサポートします。	福祉政策課

(2) 福祉サービスの情報提供の拡充

今後の方向性

市民一人ひとりが福祉サービスや、地域福祉に関わる情報を簡単に入手し、福祉に対する理解を深められるように、様々な媒体を活用した情報提供を行います。

特に、年代によって必要としている福祉情報に違いがあることから、各世代での利用しやすい情報入手方法を考慮しながら、提供方法の検討を行います。

具体的な事業

事業名	内容	担当課
広報ごしょがわら	毎月1回発行されている「広報ごしょがわら」の中で、福祉サービスや福祉活動に関する情報を提供します。	総務課 市民課 関係各課
公式ホームページ	各種福祉サービスの内容に対応したコンテンツを配信します。	総務課
公式 Facebook	地域のイベント情報などをタイムリーに配信しています。	総務課
防災ごしょがわら	Twitter を活用して防災情報に特化した情報発信を行います。	総務課
図書館ホームページ	蔵書情報やバリアフリーサービスなど、誰もが活用しやすい図書館の情報を配信します。	図書館
声の広報	広報ごしょがわらを CD に録音し、視覚障害者へ配布します。	福祉政策課

(3) 福祉の担い手の育成

今後の方向性

福祉サービスを支えるためには、担い手となる人材の育成が最も大きな課題となっています。

市内の福祉施設に従事する専門職の確保を個別の事業計画に則って進めるとともに、市民への福祉教育を行い、専門的な福祉知識を持った地域人材の育成に努めます。

具体的な事業

事業名	内容	担当課
ゲートキーパー研修	傾聴技法を身につける研修を行い、ゲートキーパーを養成します。	健康推進課
福祉サポーター養成講座	福祉教育を行う際のサポーターを養成します。	社会福祉協議会

(4) 生活困窮者の地域・社会活動への参画支援

今後の方向性

生活困窮者や世帯の課題は多様化しており、行政サービスのみで支えることは難しくなっています。市が提供する支援を活用しながら、生活困窮者が社会的に孤立することがないように、地域活動に参画していくためのサポートを行います。

具体的な事業

事業名	内容	担当課
生活困窮者自立相談支援事業	行政、社協、ハローワーク等と支援調整会議を開催し、生活困窮者に関する情報共有を行い、必要な相談支援活動を行います。	福祉政策課

第5章 成年後見制度の利用促進

1. 基本方針の趣旨と位置付け

成年後見制度は、認知症、知的障がい、精神障がい等により、日常生活に必要な判断能力が不十分となった人を社会全体で支えるための制度です。しかし、成年後見制度はこれまで十分に活用されていませんでした。高齢化の進行に伴い、成年後見制度の重要性は今後一層高まることから、成年後見制度の利用の促進を図るため、2016年（平成28年）5月に成年後見制度利用促進法が施行されました。

成年後見制度利用促進法第14条には、下記の通り市町村の講ずる措置が規定されました。本市においても認知症高齢者や精神障がい者等の増加、家族のあり方の変化等を背景として、今後、成年後見制度の利用が増加すると見込まれることから、法の趣旨及び第14条の規定を積極的に受けとめ、成年後見制度利用促進基本計画の策定及び成年後見制度利用促進に関する調査審議機関の設置に取り組んでいくこととします。

この基本方針は、成年後見制度利用促進に向けた市の基本的な考え方を示すことにより、早期の（仮称）五所川原市成年後見制度利用促進基本計画（以下「基本計画」という）の策定の実現を図ることを趣旨とします。また、基本計画策定の検討の方向性を示すものとします。

《成年後見制度の利用の促進に関する法律》

（市町村の講ずる措置）

第十四条

市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 市町村は、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議させる等のため、当該市町村の条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

2. 基本的な考え方

成年後見制度は、ノーマライゼーションや自己決定権の尊重等の理念と、本人保護の理念との調和の観点から、精神上的障がいにより判断能力が不十分であるために契約等の法律行為における意思決定が困難な人について、成年後見人・保佐人・補助人がその判断能力を補うことによって、その人の生命、身体、自由、財産等の権利を擁護するという点に制度の趣旨があります。今後の成年後見制度の利用促進にあたっては成年後見制度の理念であるノーマライゼーションや自己決定権の尊重等を基本において考えていく必要があります。

また、これまでの成年後見制度は、財産の保全の観点のみが重視され、本人の利益や生活の質の向上のために財産を積極的に利用する視点が欠けていると指摘されています。このため、本人の利益や生活の質の向上のために財産を積極的に利用するという視点も重要となります。

以上を踏まえ、本市においては、以下の3点を基本的な考え方として掲げます。なお、市の基本計画策定にあたっては、この基本的な考え方をもとにさらに検討を加えることとします。

《成年後見制度利用促進にあたっての3つの基本的な考え方》

- ①ノーマライゼーション（個人としての尊厳を重んじ、その尊厳にふさわしい生活を保障する）
- ②自己決定権の尊重（意思決定支援の重視と自発的意思の尊重）
- ③身上の保護の重視（財産管理のみならず、身上保護も重視）

3. 取り組みの方向性

基本的な考え方をもとに、市において必要となる取り組みの方向性を次のように体系化します。

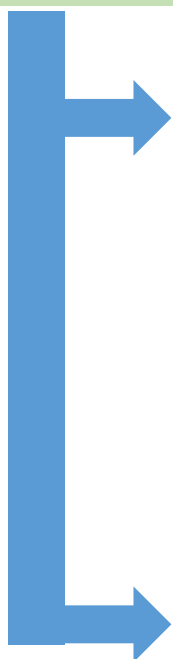
《成年後見制度利用促進にあたっての3つの基本的な考え方》

- ① ノーマライゼーション ② 自己決定権の尊重 ③ 身上の保護の重視



《成年後見制度利用促進にあたって取り組みの方向性》

必要とする人が成年後見制度を利用できるよう、地域における権利擁護支援のネットワークを構築し、制度利用のメリットを実感でき、安心して利用できるしくみづくり・環境整備を行う。



① 権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築

- 地域連携ネットワークの計画的・段階的な整備
- 地域ケア会議、地域包括ケア会議等の既存の資源・しくみの活用
- 支援・見守りに関わるチーム体制の整備
- 地域連携ネットワークの諸活動を支える協議会の設置
- 地域連携ネットワークの運営の中核となる機関の設置
- 市民後見人等の養成、地域の担い手の育成
- 市民後見人・担い手の支援、フォローアップ

② 成年後見制度の利用促進

- アウトリーチ活動等を活用した権利擁護支援の必要な人の早期発見・把握の体制・仕組みづくり
- 広報・啓発等による周知・理解促進
- 身近な相談支援体制の整備
- 不正防止の仕組みづくり
- 成年後見制度の利用に関する助成制度の検討
- 任意後見制度の周知促進

第6章 計画の推進体制

1. 行政の役割と連携・協働体制

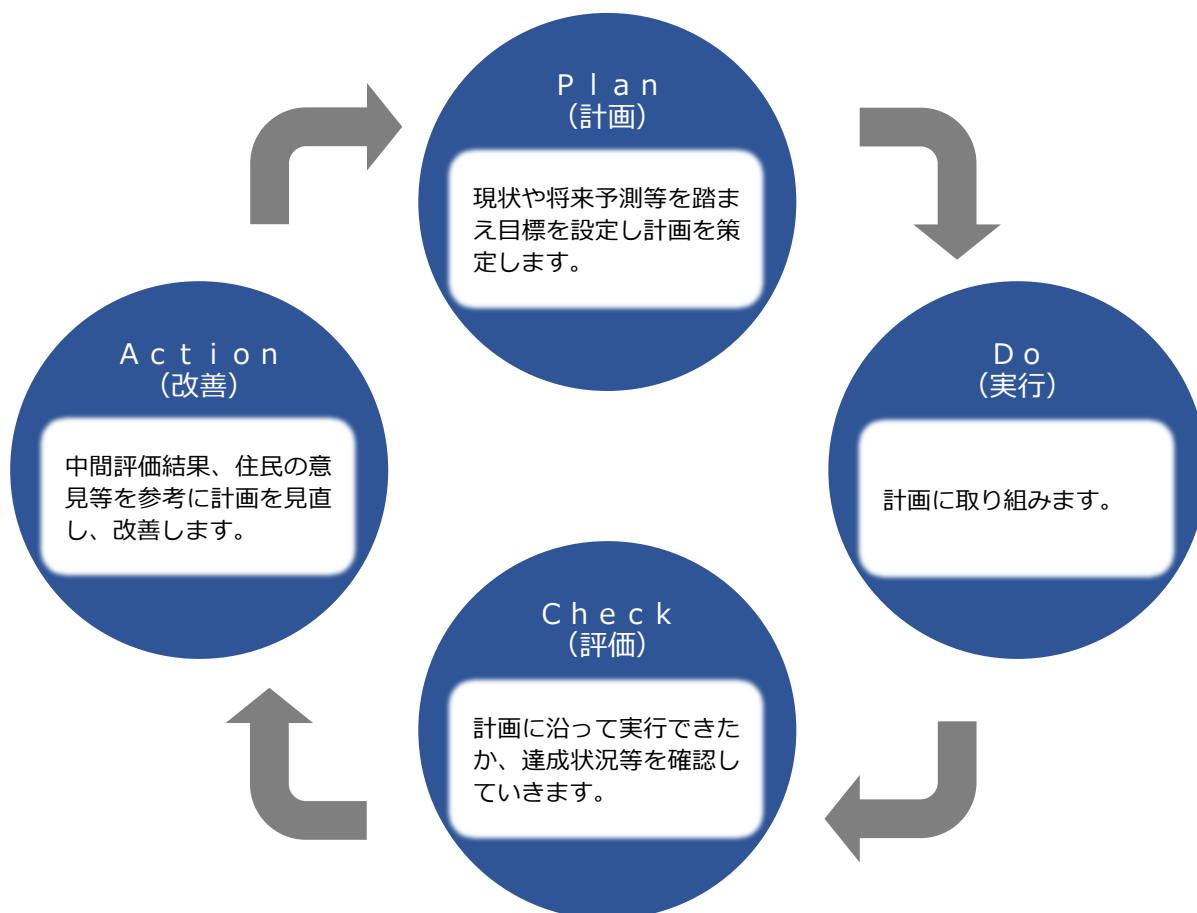
計画の着実な推進を図るために、庁内の横断的な連携を進め、計画推進に係る情報や資源等の共有を図ります。その上で、公助の視点から、福祉分野の各個別計画に共通する人材等の基盤整備、分野横断的な相談支援体制の整備、公平・公正な支援等の効果的・効率的な推進を図ります。

また、関係団体や地域社会との密接な連携を通じて情報共有を図るとともに、市民に広く情報提供を行います。このほかにも主体的な地域福祉活動の促進を図り、地域における連携・協働体制の拡充を図ります。

2. 計画の進行管理

基本理念である「支えあいで作る 安心を実感できるまち」を実現するため、PDCAサイクル手法を用いて計画を推進します。具体的には、市で5つの基本目標に位置づけた取り組みの実績・課題等を評価・検証します。そして、調査を行った後、(仮称)地域福祉計画審査会においてその結果を報告し、進行管理を行います。

また、社会経済情勢の変化や制度改正などに伴い、取り組み方針や主な取り組み、成果を計る指標等を含む計画の見直しも行います。



資料編

1. 五所川原市地域福祉策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づき、五所川原市地域福祉計画（以下「計画」という。）を策定するため、五所川原市地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 計画の策定及び審議に関する事項。
- (2) 計画の進捗状況及び成果の評価に関する事項。
- (3) その他市長が必要と認める事項。

(組織)

第3条 委員会は、委員20名以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 福祉関係団体の代表者
- (2) 各種市民団体の代表者
- (3) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱を受けた日から、4年間とする。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、会長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 会長は、必用に応じて委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(報償等)

第7条 委員が会議に出席したときは、五所川原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年五所川原市条例第38号）第2条別表のとおり支給する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、福祉部保護福祉課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成25年9月1日から施行する。

この要綱は、平成30年6月1日から施行する。

2. 五所川原市地域福祉計画策定委員会名簿

区分	関係団体名	役職	氏名
福祉関係団体の代表者	五所川原市社会福祉協議会	会長	角田 昭次
	五所川原市保育連合会	会長	一戸 義雄
	五所川原市私立幼稚園協会	会長	下山 美智子
	NPO法人 子どもネットワーク・すてっぷ	副代表理事	野呂 美奈子
	社会福祉法人 あーるど	理事長	大橋 一之
	西北五地区認知症高齢者グループホーム協会	会長	乗田 孝一
	五所川原市介護事業者連絡協議会	会長	藤田 正一
	NPO法人 ほほえみの会	理事長	藤林 百合子
市民団体の代表者	五所川原市連合PTA	会長	楢崎 誉人
	西北五精神障害者家族連合会	事務局長	鶴谷 充雪
	五所川原市身体障害者福祉会	会長	對馬 健
	五所川原市保健協力員協議会	会長	成田 啓子
	五所川原市民生委員児童委員連絡協議会	会長	三上 勝則
行政機関	西北地域県民局地域健康福祉部保健総室	総室長	齋藤 和子



五所川原市 第2期地域福祉計画

発行年月 平成31年3月

発行 五所川原市

編集 福祉部保護福祉課

〒037-8686

青森県五所川原市字布屋町41-1

TEL 0173-35-2111